

特63 -
779



男内務大臣
平田東助閣下題辭

服部
北溟詳解

ツト
孝經

明治
43. 6. 10

内交

東京
二松堂發行

時 吹

西

涯



例言

- 一、本書題してポケット孝經と名けしはたゞ携帯に便にして常に袖中の教書たらしめんが爲なり。
- 二、本書は古文孝經を解釋したるものにして、今文孝經の字義章句を對照し、其異同相違をば上欄に摘記したり。
- 三、古書の解釋は先學者既に種々異說のある處、本者はたゞ隱當と認めたる普通の解釋に従ひ、別に發見する所なく、單に誤釋のなきを期せしのみ。

一、本文を和譯して假名を交へしは通讀に便にせんが爲なり。

一、古典を解釋するは淺學菲才の者の敢てする所にあらず、庶ふ所は之が動因をなして世の爲に詳解を公にする人のあらん事なり。

一、内務大臣男爵平田閣下は特に本書の爲に題字を寄せらる深く感謝の意を表す。

明治四十三年五月

服部北溟誌之

ボケツト孝經目次

開宗明誼章	第一	四
天子章	第二	一三
諸侯章	第三	一六
鄉大夫章	第四	二二
士章	第五	二六
庶人章	第六	三一
孝平章	第七	三三
三才章	第八	三五
孝治章	第九	四二
聖治章	第十	五〇
父母生養章	第十一	五七

目次終

孝優劣章	第十二	五九
紀孝行章	第十三	六五
五刑章	第十四	七一
廣要道章	第十五	七四
廣至德章	第十六	七九
應感章	第十七	八三
廣揚名章	第十八	八八
闔門章	第十九	九一
諫爭章	第二十	九三
事君章	第二十一	九九
喪親章	第二十二	一〇一

訓註 講解 ポケット孝經

服部北溟解釋

孝經に二種あり

孝經に二種あり

孝經に古文孝經と今文孝經の二種類がある、秦の始皇帝の時代即ち始皇三十四年の時に、李斯が始皇帝に建議して、諸子百家の書を所有するのは不可であるといふ意見を以てした、帝此の建議を採用して、天下に命令を下し諸子百家の書を燬すこととした、夫れと同時に天下に散在する數千百萬の書籍を悉皆焚き捨てたから、此の時には最早片言隻語も書籍として残つて居るものは無い様になつた、其藏書を禁する命令が發せられた當時に、孔子の末孫孔鮒と云ふ人が、先聖の書を焚かれるのは非常に残念に思ふて、古書一切を石函の中へ收めて秘密に隠して居つた、漢の昭帝の時代になつて、季の恭王宮に工事を加へる必要があつて、其隣地に當る孔子の遺宅を取拂ふ必

古文孝經

要が出来た、其時孔鮒が以前秘藏して居つた石函が發見され、其石函の中に孝經があつたのである、其章は二十二で之を漢の昭帝に獻じたのである、後世の所謂古文孝經である。

今文孝經

次に今文孝經は焚書の令を實施した秦の始皇帝亡びて、漢の世となり、武帝が河間の獻王學を好まれると云ふ事を、河間の顔真と云ふ人が聞いて孝經一部を獻じた、此の孝經は顔真の父に當る顔芝が所有であつたとの事である、其章が十八で即ち之を今文孝經と云ふのである、古文孝經は二十二章で今文孝經が十八章であるが、大體に於て別に大なる意味の差異はない、今文孝經では古文孝經の孝平章第七が庶人章第六に連續し、父母生續章第十一が聖治章第十に接續し、房要道章第十五が第十二章となり、應感章第十七が諫爭章と事君章との中間に入つて第十六となつて居る、闡門章第十九は全く今文孝經には無い、今文では應感章第十七が諫爭章第二十の後にあるから諫爭章は第十五となつて居る、事君章第二十一は第十七である、喪親章第二十二が第十八となつて居る、等の差異であつて此の二三字句の變換、刪字、字變位の事が古文孝經と今文孝經との相違の點で、種類の別と云ふ程の事でもないが、兎に角古から古文今文

今文、古
文の相違
點

孝經の著
作者

兩孝經がある。

孝經の著作者は何人であるかの問題に就ては随分學者の中に論争があるらしい、或は孔子の著なりと云ひ、或は曾子の著なりと云ふけれども、何れの著述なるかは本文を通讀して孔子或は曾子の著なりと云ふことが出来ない點がある、一體孝經は孔門七十二弟子中で曾子が一番篤く孝道に志すを以て、孔子が特に曾子の爲に孝道を説き聞された其始終が後孝經の一書になつたのである、本文中孔子と曾子の問答らしき箇所のあるのは之が爲めで、此の孝道の説明を後の學者が記述したものであらう。

孝經の傳
來

孝經の傳來に就て一説によると、漢の昭帝の后千餘年經て、天下が大に亂れ、兵火日に次ぐの時勢となつた時孝經は一旦失くなつて、我天元五年圓融天皇の御世に僧の裔然が支那に渡航して、宋の太宗皇帝に孝經一卷を獻じた爲め、支那では再び孝經を見るに至つたと云ふ事である、由來我邦は古より支那との交通が開けて居つて、殊に書籍の渡來は多かつたのであるから、本家の支那にない書物を再び我邦に得たと云ふのも強ち無理の話ではあるまい。

支那の十
三經

支那に十三經がある。其十三經の中に孝經も入つて居る、十三經とは易經、

詩經、書經、春秋左氏傳、公羊傳、穀梁傳、周禮、儀禮、論語、孝經、孟子、爾雅、禮記である、此等十三經は支那古代の聖賢が萬代不易の大道を作りて、この教旨を記した書物である、其處で孝經は人の子たるものが親に事ふる大道を述べたもので、即ち天下の常道を述べたものである、經とは常の義であつて常に大道を服膺して一日半時も離る可からざる常道の事である、畢竟孝道なるものは千世萬世を経ると雖、決して其價值は變らぬ。

○開宗明誼章 第一

爾孝經の第一の章で孝道の本源基礎を説き孝道とは如何なる義理を含んで居るものかを明にしてある。

仲尼閒居。曾子侍坐。

爾仲尼閒居。曾子侍坐。

爾仲尼とは孔子の字で孔子の事である。孔子は常に道を説くに忙殺されて、

「宗」とは本なり「誼」とは義と同一

子とは男稱、又は後輩の先

輩に對する尊稱

席暇まらすと云ふ位であるのに、此の日は常と異つて閑暇無事と見へて、一室に控へて居られると、門人の曾子は孔子の傍に待り座つて居た、人を見るの明ある孔夫子は曾子が孝道に篤く志すを知つて居られるから、此の機會を空しくせられなかつた。

子曰。參。先王有至德要道。以訓天下。民用和睦。上下亡怨。女知之乎。

爾子曰、參先王至德要道あり以て天下に訓ゆ、民用和睦し上下怨み亡し、女ぢ之を知る乎。

爾時に孔夫子のいはれるには、參(曾子を指す)よ古の聖王とも呼ばれたる堯、舜、禹、湯、文、武諸王は何れも至極の徳や重要な道の極化とも云ふ可きである、此の上もなき徳や、事物當然の理即何人も行はざる可からざる要道を以て、天下萬衆の民に訓へられた、萬民は先王の聖旨のある所を

參は曾子の實名なり、今文に參字なく、孝經の字を順に女を汝とす

能く體認して寤寐の間も天下の要道至徳を行はんとするから、君臣、父子、夫婦、朋友、兄弟に至るまで能く和合して睦しく、眇しも畦畔を立てない様になるで、上は天子宰相より下は士庶人に至るまで怨み合ひをする事がなくなる、上、下を怨み、下、上を怨むのは、詰り相互の間に徳義がなく道念がないからである、徳は天下の大本である以上は何れの場所、何れの階級に適用しても相戻らざるのみならず、之れ實に萬民和睦天下平和の基である、参よ如何なる理由からして此の如くに至るか、汝は承知致して居るか。

曾子辟席曰。参不敏。何足以知之乎。

曾子席を辟て曰く、参不敏なり何ぞ以て之を知るに足ん乎。

爾斯る孔夫子の質問に遇ふて、曾子は恐悞措く所を知らず、直に座席を立ち一步退いて答へて曰く、参は不敏なもので、此等の高尚なる御問に答ふ

今文に辟を避となす

る事の出来ませう、どうして斯る深大なる道理を承知仕るべき。

子曰。夫孝徳之本也。教之所繇生也。復坐。

吾語女。

孔子曰く夫れ孝は徳の本なり、教の繇て生ずる所なり、復た座せよ吾女に語らん。

爾孔夫子のいはれるには、別に六ヶ敷い事を問ふたのではない、聊か孝行の道を云ふたまでの事である、徳の根元は何であるかと云へば孝の一字である、人々仁義禮智信の五行を心に得て之を行ふも、一步進めて其諸徳の本はと云へば、孝に歸する、君に對して忠を盡すのも、朋友に信なるも、夫婦和合するも、要は唯孝より出づ可きもので、若し孝の至徳を離れて諸徳ありとすれば、其根元が、間違ふて居るのである、此の如く孝は徳の本たると同時に道を修むる教の由て生ずる所である、詰り古往聖人が種々と

「繇」の字は古の字に由なり故に今文に「繇」の字に「由」の字を用ゆは、今文に「繇」の字に「由」の字を用ゆは、前章に「繇」の字に「由」の字を用ゆは、に女を汝となす

教を垂れ訓誡を施さるゝのも、孝は第一根元と成つて居る、斯る次第であるから教の根源は此の孝から出で居る、参よ是れから少し孝道に就て述べらるから、元の座席へ復つて子が語る所を聞け。

孝は徳の本なりとは孝經の主眼の紀綱となつて居るけれども、此の簡短なる言葉の中には意味の廣大無邊なる理が含まれて居る、昔庚子與と云ふ人があつて、五歳の時に孝經を讀んで、常に手より孝經を離した事はなかつた、或人が瘦子與に問ふて云ふには、一體孝經と云ふものは章から云ふても二十二、字句から見ても多くない、何故に子の如く平素苦んで孝經を誦するに汲々たるやと、其處で瘦子與の答には、成程簡短なる一小冊ではあるが、孝は徳の本なりと云ふに及んでは百萬卷の書冊も猶及ばぬではないかと答へたと云ふ事である。

身體髮膚。受之父母。不敢毀傷。孝之始也。

身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始め也。

「敢ては
「押切は
「強いては

の意なり

論四肢五體は固より寸餘の毛髮、毫末の屑と雖皆父母より授つたものである。若し此の完全に享けた身體髮膚を、自分の行の悪い事から創傷を受けたり、又は不良の行爲から不名譽を買つたりするのは、即ち孝の道に背いたもので父母に對して相濟まぬ次第である、斯る危険を犯さない様に注意して、完全に受けた四肢五體は完全に父母に返さねばならぬ、此の一句中「敢」の一字が主眼であつて、若し君親の爲に一身を捨てねばならぬ場合や、又は危険を犯さねばならぬ場合に際會した時には、水火もなほ辭すには及ばぬ、要するに不合理の事で身體を傷け一身に毀讎を受けない様にしやうと思へば、敢て其事が出来らるから強て毀傷せぬのが、孝行の始めと心得置くべきである。

曾子の門人に樂正子春と云ふ人があつた、或日堂の椽を下らんとする時に、誤つて足を傷けた、一最早足部の負傷も全快した數ヶ月後に至るも、なほ何んとなき憂の氣味が面貌に顯はれて居つた、或人が足の傷が全癒した今日何故に憂ふるやと問ふと、其時の答には、「父母全うして之を生む、子全うして之を歸へす、是を孝と云ふなり」今自分は此の孝道に欠けた所がある

から斯く憂ふることであつた。

立身行道揚名於後世以顯父母孝之終也。

顯身を立て道を行ふ名を後世に揚て以て父母を顯す孝の終なり。

闕前にも述べた通り孝は徳の本で、總ての諸徳は孝が根本である、故に人間として先づ第一に自分の身の立て方に就て、即ち世に處する上に於て孝の道を能く辨へ且つ行ふ事に注意せねばならぬ、人は各々階級及び地位の差別と云ふものがあるから、其分に應じ位置に鑑みて夫れ相當の道を行つて、各自の天職を充分に盡したなれば、名譽を現在に揚げ得るのみでなく、後世にまで名譽が傳はるものである、斯うなれば只各自の名を博したと云ふばかりでなく、父母の名を顯はすと同じ事になるから、是れ孝

「立」とは論語に所
明三十而
立と同意
味の而な
り

「夫」とは
發語の辭
なり前の
「夫」と同
じ

の終を完うしたものである。

獨孤及び七歳の時に孝經を讀んだ人である、人が及に其志望を質すと、「身を立て道を行ひ名を後世に揚げん」の一言だと言つたそつだ。

夫孝始於事親中於事君終於立身

夫れ孝は親に事ふるに始り君に事ふるを中にし、身を立つるに終る。

闕我が身心は父母から受けたもので、物心を知るまでの父母の苦心と云ふものは並大底ではない、であるから父母の高恩に對して孝養の道を盡すのは當然の事で、先づ孝行なるものは父母に事へるのを始めとし、次いで中年に至つて（禮記の所説に由ると四十以後に官に仕へるとある）主君に仕へて忠を致すのである、忠孝兩ながら全うして後年には自然功を樹てる身と成る事が出来て、即ち身を立つるに終る事が得らるゝのである、爰には孝の始終が既にあり、けれども孝道に始終を立て、是非斯の如く行はれば

ならぬと云ふ譯ではない、順序には先後があるとしても、事理に於ては決して始終のあるべきものでない。

大雅曰。亡念爾祖。聿脩其德。

大雅に云く爾祖の祖を念ふこと亡んや其徳を聿脩む。

國詩經に大雅篇なるものがある、其篇に此の一句がある、其意味は何人も自分の先祖の事を思はぬものは恐らくなからう、子孫として先祖の事を追想するのは必然の人情である、若し先祖の事を念ふ精神があれば、一心に先祖の功烈を追慕すると同時に、身を修め徳を行ふて先祖の餘徳を益々洪大に後世までと遺さればならぬ。

(各章多くは結末の一句に詩經が引用してある、之れは二つの意義がある、一、其旨の虚妄ならざるを示し、二、前句を結び後句を惹起し、三、咏嘆を取りて良心を感動せしむ)

「爾」は汝なり、其文には其の字を厭作の字に作る「聿」は陳述の意なり

以下順を道ふて五孝を説く天子諸侯、卿大夫、士庶人、

「愛」は仁の緒なり、其は論語に「敬は論語に以て敬の意」

○天子章 第二

國前章の開宗明義の章では孝は徳の本なり即ち徳の大綱を述べてある、其順序として先づ聖天子は徳の首府とでも名く可き位置にあるから、爰に天子の章を揚げ天子の孝道を述べてある、孝は上聖天子より下は士庶人に至るまで大切な道であるけれども、天子は徳教の出る所であるから首めに設けたのである。

子曰。愛親者不敢惡於人。敬親者不敢慢於人。

子曰く、親を愛する者は敢て人を惡まず、親を敬する者は敢て人を慢らす。

國本文孝經には「子曰愛親者不敢惡於人敬親者不敢慢於人」と於が子になつ

てゐる、此の讀方を「親を愛するものは人に悪まれず親を敬するものは敢て人に慢られず」と云ふ人もあるが要するに解釋の仕方次第で何れも同じ事になる。親を愛する程の心掛けのあるものは、人をも悪む可きものではない、若し人を悪む様な事をすれば愛の反對なる悪を人から受け、遂には父母の名までも汚す事になる、親を愛せば自分も又人より愛を受けるのは必然の理である、夫れと同じく父母を尊敬する程の必掛けのある人なれば、又人をも慢らい、人を慢る様な事をすれば自分も人から慢りを受け、父母までも其慢を受くるは理の當然である、故に人から悪まれ又は慢られぬ様にして、父母の名を成さしむるには、父母を愛敬すれば足るので、貴賤の別なく父母に事ふる道は一つで、専念父母に愛敬を盡せば人も愛敬する事になつて、結局自分が人から愛敬を受けて、悪まれ慢を受けないのである。

愛敬盡於事親。然後德教加於百姓。刑於四海。蓋天子之孝也。

徳教とは己れ之を行ひ人を效ふを云ふ。百姓とは天下の人民を皆族として稱す。百姓といふ。

愛敬親に事ふるに盡す。然して後徳教百姓に加はる。四海に則る。蓋し天子の孝なり。

圖孝は徳の大本であるから此の大道即ち孝道を行ひ親に對して愛敬の職を盡せば、敢て人に慢らるべきものでない、人から自分が悪まれる中は未だ孝に就て至らざる所があるからである、夫れ父母に對する孝道は上天子より下萬民に至るまで一つである、故に天子諸侯卿大夫士庶人も親に事ふる心には別に異つた事はなく皆一樣である、萬民の上にある御一人が己れ先づ孝徳を身に行ひ心に修めたならば下之に效ふは常然の事である、孝經大義に「天子は天下の標準なり故に上之を行へば下之に效ふ、君之を好めば民之に従ふ、故に上たる天子にして自己の親を愛敬すること至り盡せば、下たる萬民誰か其親を愛敬せざらんや、且孝は本と人心天理の固有にして天子も亦其固有に順て教訓するのみ焉ぞ之を唱へて和せざる者有らんや」とあるを見ても上御一人は徳教の根元である。

呂刑云一人有慶兆民賴之。

「呂刑」とは周書の篇名、今文に呂の字は甫に作る

呂刑に云く、一人慶有れば兆民之に頼る。

國呂の國の刑法に云ふてあるには、上一人の聖天子が愛敬の徳を備へ常に下萬民の信頼を受けらる大徳があれば、萬民は皆一様に其徳に依り、其徳澤に浴し得べしといふ事である。一書には天子の孝を就と云ふと書いてある、其意は徳天下に被り澤萬物に及び始終成熟して其祖考に奉ずるのであるからである。

○諸侯章 第三

國天子の次は諸侯であるから爰に諸侯の章を掲ぐ、諸侯とは公侯伯子男を指したものであるけれど、公侯は君なりと定めて伯子男を諸侯の中へ入れたものらしい、我邦で云へば古の大名である、天子を除いた餘のもので人の上たるものゝ心得べき孝を説いて、五孝を立つる上に區分したまでである。

子曰。居上不驕。高而不危。制節謹度。滿而

不溢。

國子の曰く、上に居て驕らず、高して危からず、節を制し度を謹む、滿て而して溢れず。

今文に子曰の二字無く居は在となる

國孔夫子のいふには凡そ一國の主宰者となつて、一國の上位にあるものは常に驕奢に流れ易いものである、然るに上位にあるものが驕らず、下民を憐み民情を察して自己の位置を守れば、一國は盛になり民上の命に服し所謂下のものが上に效ふ様になる、高きに居るものは落ち易い傾きがある、けれども明君は民命に従ひ人々和合するから、決して危難を招く事はない、又一國の主宰者は貨財出納の事が思ふ様になるから、隨て放逸に流れ易いものである、若し節制して中正を得、度を定めて過不及なきを期せば衆望を惹く事が出来る、物滿つれば缺くるの譬の通り一器の水を滿れば蕩溢の憂がある、けれども制節謹度萬事の上に區劃を立て、置けば、如何に物滿つればとて溢れ出づる事はない。

高而不危。所以長守貴也。滿而不溢。所以長守富也。

高たかして而しかして危あやからず、長ながく貴たつときを守まもる所以ゆへん也、
滿みちて而しかして溢あふれず、長ながく富とみを守まもる所以ゆへん也。

國一國の上位にあつて驕らなかつたなれば隨て民の信賴を受けて一身に危
難を受くる事はない、之れを實に永久に貴き位置を守り得るるの道である、
又財用に制節謹度を立て所謂滿ち溢れざる様にすれば、之れ實に永久に富
を守る道である、魏の國の擊と云ふ人が途上で子方と云ふ人に遇ふた、車
から降りて恭しく子方に一禮した、子方は答禮を爲さなかつた、擊は大に
怒て富貴の人は貧賤ものに對して禮を爲さぬものかと問ふた、子方の答に
は富貴の者は人に驕らぬ、貧賤の者こそ人に驕る、國君にして人に驕れば
一國は亡び、大夫にして人に驕れば一家を失ふ、若し貧賤の者で自分の云
ふ事が用ひられないか又は行が合はぬ場合には去て他に行くべしである、

何れに行つても貧賤は貧賤であると云ふた、斯る心掛けのものは、富貴を
永久に保つ事が出来ない。

富貴不離其身。然後能保其社稷。而和其民人。蓋諸侯之孝也。

富ふう貴き其その身みを離はなれず、然しかして後のち能よく其その社しゃ稷しやくを保たもつ、
而しかして其その民みん人じんを和やはら、蓋りたし諸しよ侯こうの孝かうなり。

富貴が身を離れない様にして、即ち道を重んじ徳を離れず、能く國家を
保ち民人を和睦さして行けば、之が諸侯の孝と云ふものである、單に一國
の大名が善を好み徳を行ふのみでなく、一國の民政を能く調理して行く才
能がなくてはならぬ、故に其の社稷を保つて其民人を和ぐとある、諸侯た
るものは一國を治める上に就て、祖先が克く功を樹て國を治めた其効績を
思ふて、益々富貴道徳を重んじ、祖先に酬ふる所がなくてはならぬ、社稷

「社稷」とは國家と
も云ふ、如し、土、
穀、祭、五穀、祭、
を祭る、能はす、
一國、社、能、一、
社、能、一、社、能、
に、建、て、祭、を、
爲す、

を保ち民人を和睦さして、自分の功績を子孫に傳へるのも一は祖先に對する義務、一は子孫をして祖先の功績を益々發揚せしむる助機となるからである、諸侯の孝は斯の如くにして盡し得べきものである。

詩云。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。

詩に云く戰々兢兢々として、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し。

「戰々」は恐懼の形容、
「兢兢」は戒慎の形容

爾此の詩の言を引用したのは、上位にあるもの、平素の心得を云ふたのである、一國の諸侯たる以上は、常に富貴が身が離れはせぬが、道に背いた行はありはせぬかと、一時半時も恐懼戒慎して心に少しの油断をせぬ事である、例へば深淵に臨む時は今にも落ちはせぬかと恐懼するやうに、又薄き氷を履む時には今にも水底に墜落しはしないかと戒慎するやうに、自分の位置に鑑み社稷民人の安寧を寸時も念頭から離さず、一國の君として仁徳の普れからざらんことを憂へねばならぬ、詩を引いて諸侯の孝に對する

平素の心持を示したのである。

○卿大夫章 第四

爾卿は大老の事で大夫の家老の事である、此の章は卿大夫の孝に就て述べたものである。

子曰。非先王之法服。不敢服。非先王之法言。不敢道。

子曰く、先王の法服に非ざれば、敢て服せず、先王の法言に非ざれば、敢て道はず。

今文に子無しの二字

爾法服とは法度の服と云ふ事で、人には各々身分相應と云ふ事がある、若し自分の分限を越えて身分不相應の事をしたらば、夫れは無禮不義の極で

ある、故に孔夫子のいはれるには先王即ち堯舜禹湯文武の如き諸王が、法度を立て、服制を決めて置かれた故身分相常なる衣服を着て、決して潜越の事をしてはならぬ、心あるものは此邊に注意して、法度を破らぬ様にせよとの意である、又先王が撰定して置かれた法言即ち孝悌忠信等の信條に反らぬ様な法言を口ににして、決して邪言蜚語の類を口にしてははならぬ、口は實に禍の門あるからである。

昔、鄭の文公の子に子臧と云ふ人があつた、何か罪があつたので宋の國へ出奔して、鷖と云ふ鳥の羽を聚めて冠を飾り之を冠つてゐた、鄭伯此の事を聞いて大に怒り人を遣して子臧を殺した、之れは先王の服に非ざれば服せずと云ふ禮法に背いたからである、如何に禮法が昔から嚴正であつたか判る。

非先王之德行不敢行

先王の德行に非ざれば敢て行はず。

法服法言を先きに云ふて、德行の事を後に云ふのは易きより難きに遷つた

今文に亡の字無の字となす「是故」は上文を受け云ふなり

のである、先聖諸王は何れも德行に重きを置いて、孝悌忠信等の徳でなければ行はれなかつた、故に後生のもものは先王の德行に準據して、少しでも其法規を逸した事は行つてはならぬ、即ち先生の施された道徳を行ひ尊崇すべきである。

是故非法不言。非道不行。口亡擇言。身亡擇行。

是故に法に非ざれば言はず、道に非ざれば行はず、口擇む言亡く、身擇む行亡し。

先王の法言にあらざれば言はず、德行にあらざれば行はずと云ふ位にまで至れば、些々たる事でも皆法言に符合するから、一言と雖捨つべき言はない、又身の行ひも皆德行にあらざれば行はずと決意が出来て居れば、身行皆先王の德行と符合するから身の行ひが一つとして捨つべきものはな

い、君子小人の異る點は只法言徳行の如何によるのであつて、法言を口に
し徳行を身に修めて先王と其言行を一にしたならば君子である、之れに反
するもの小人である、君子と小人は何れも同じく四肢五體を備へてゐる人
間だ只言行如何によるのである、故に小人は常に先王の言行に效ひ、法言
節に當り身を修むる徳行になる様にして、口擇ぶ言なく身擇ぶ行ひなしと
云ふ所まで至らねばならぬ。

言滿天下亡口過行滿天下亡怨惡。

言こと天下てんかに滿みちて口過こうくわなく行おこなひ天下てんかに滿みちて怨惡えんあく亡なし。

○先生の法言は萬代不易であるから、法に叶ひたる言は天下何れの所に滿
ちても決して口過となるものではない、又先王の徳行は萬代の眞理である
から、身に行つた人が其形狀を天下に示して、萬民之に則り行つた場合に
も、天下何れの所にも惡み怨みがないのである、卿大夫は朝にあると野にあ

今文には
其位而守
無しの五
字

るとを問はず常に人に接して治國の事に盡すものであるから、其言行が天
下に滿ち布かるゝけれども、既に先王の法言及び徳行に就いて相合致する
ものがあれば、別に思慮を要して法言徳行に照らし合はす必要がない、斯る
卿大夫の言行は天下に滿つても口過なく怨惡はない。

三者備矣。然後能保其祿位。而守其宗廟。
蓋卿大夫之孝也。

○三者みつの者もの備そなはる、然しかして後のち能よく其その祿位ろくゐを保たもつて而しかして
其その宗廟そうびやうを守まもる、蓋けだし卿大夫けいたいふの孝かうなり。

○法言法言徳行の三つの者が全備してから、誠に能く秩祿爵位を保つので
ある、又祖宗の廟堂を保ち守つて安泰となすのである、宗廟とは祖先の靈
室の事で、古の宗廟の制によると天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は卿と同
じく三廟である、尙廟は貌と同じで先人の狀貌に髣髴する所以であると書

「詩」は大雅、民の卓なり。「夙夜」は猶ほ日夜と云ふが如し。

いてある。

詩云。夙夜匪解。以事一人。

「詩」に云く、夙夜解るに匪ず、以て一人に事ふ。

「禮記」の孝經に、天子諸侯の小臣や又卿大夫の家臣を指して云ふのである、此の章では士の孝道を述べたのである。

○士章 第五

天子諸侯の小臣や又卿大夫の家臣を指して云ふのである、此の章では士の孝道を述べたのである。

「資」は取也、今文に「子曰」の二、字、又其の字を而るの字とな

子曰。資於事父。以事母。其愛同。資於事父。以事君。其敬同。

「子曰く、父に事るに資て以て母に事ふ、其愛同じ、父に事るに資て以て君に事ふ、其敬同じ。」

「父に對する孝も母に對する孝も別に差異のある筈はない、然し父に對しては恭敬を主とし親愛を盛すのであるが、母に對しては恭敬よりも寧ろ親愛を主となす傾きがある、若し母に對して親愛を主とした場合には往々不敬に陥る事が出来て来る、故に不敬に陥らぬ様にするには、先づ父に對する恭敬と親愛を盛す精神孝道を以て、即ち父に對する孝を取つて母に移せば、父に對する愛と母に盡す愛とが同じになつて、孝の道に副ふのである、又君臣の間と云ふものは義を以て主とするものであるから、往々不愛に陥る事がないとも限らない、故に父に對する敬愛を取つて君に對する臣の義を盡したなれば、不愛に陥る憂ひはなく君を敬する事が父と同じになる。」

「其」の字
父を指す

故母取其愛。而君取其敬。兼之者父也。
「其」の字 父を指す
兼ぬる者は父なり。

國母は同じく親ではあるが自然親愛が勝つものである、敬の伴はない愛は往々狃れて不敬に了る事のあるは情の然らしむる所で、こんな場合に父に事ふる道即ち敬の伴ふ愛を以つて、母に事ふれば不敬に陥る様な事はない又君に事ふるは畏敬の道を極めて嚴格にしなければならぬから、自然親愛の度を減殺するものである、故に父に事ふる道即ち親愛の伴ふ恭敬の道から取つて、君に事ふれば君に對して臣たる道を完全に盡すことが出来る、此の敬と愛の二つの道を兼ねたるは父である、父に對して盡す道は宜しきを得て君母何れに取るも差問へがない。

故以孝事君則忠。以弟事長則順。

今文に弟は敬の字となる、忠は己れを盡して君に事ふるの道なり、善く兄に事ふるの道

故に孝を以て君に事れば即ち忠、弟を以て長に事れば則ち順なり。

國土が君として事ふる所は上天子を始めとして、諸侯がある、又長としては卿大夫がある、何れにしても昔から親に孝なるものは君にも忠である、又君に忠義を盡すものは必ず親に孝である、故に君に對する道と親に對する道とは、敬と親とに聊か相異はあるが、君に事ふる場合に親に事ふると同様、敬親の道を盡せば、即ち眞の忠となるのである、又兄に事ふる道が弟であつて、長者又は老人に對する關係と兄に對する關係とは差異はあると云ふても、能く長に對して兄に對する道と同様に、弟を以て事ふれば即ち順と云ふものである。

忠順不失。以事其上。然後保其爵祿。而守其祭祀。蓋士之孝也。

今文に爵
祿の二字
は祿位と
なる、侯
伯、子男、
は公、侯、
伯、子男、
は奉秩な
り

○ちうじゆんうしな忠順失はずつが以て其上に事ふしかふ然してのちよくそのしやくろく後能其爵祿
をたも保ちしかふ而して其祭祀を守まもるけた蓋しし士かう孝なり。

○ちうじゆんうしな忠君に對して忠を致し長に事ふるに弟の道を行なつたなれば、即ち忠順の
心を失はない様にしたなれば、天下何物も恐るゝものはない又危害を加ふ
るものはない、此の如くにすれば自分に受けたる爵位秩祿を永久に保つて、
尙益々榮達の望が出来るのみでなく、祖先を奉祭して子としての聲譽を舉
げ併せて祖先の靈に對しても申開きを致す事になる、蓋し之れが士たるも
の、孝と云ふべきものである。

詩云。夙興夜寢亡忝爾所生

○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし

○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし

詩は小雅
小宛の章
亡は勿
と同じ
「恭」は辱
と同じ

○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし

○庶人章 第六

○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし
○いはい夙興おきよわ夜寢いね亡なげ忝しやう爾所生ところづはづかし

子曰因天之时就地之利

今文は子
曰の二字
なく又
用天之地
道分地
之利と
あり

孔子曰く天の時ときに因より地ちの利りに就つく。

湖農工商と分れて居るけれども、其中で農は根元である即ち農が第一位にある、工商は農あるが爲めに其間に介在して渡世するものである、庶人は仕官せぬから別に一定の秩祿がないから、先づ各自の職業に勉めて糊口の道を立てねばならぬ、先づ庶民の中第一位に在る農民は天の時即ち春は耕し秋は收むると云ふ天理に随ひ、夏は草切り冬は來春の準備をすると云ふやうに天の時節に農の業務を順する様にするのか天の時に因ると云ふものである。地の利とは地から利益を收むるので、其利益を收むるには地を利り用りせねばならぬ、即ち乾燥の地を高にし濕地を田にし、山には樹を植ゑて利殖を計る等が、地の利に就くと云ふのである。

謹ヨシ身ニ節ニ用ニ以テ養フ父ヲ母ヲ此レ庶人之レ孝也。

剛ミ身ヲを謹ツみ用ヲを節セつし以テ父ヲ母ヲを養フなふ此レ庶人之レ孝なり。

「節用」とは財用を意節用する

爾前に述べた様に天の時により地の利に就けば、生活上衣食住には窮しないが、然し人間の目的は單に收穫さへあれば夫れで能事足れりと云ふものではない、斯く農業を勉め收穫を見る様になつた上は、身を謹むことが肝要である、古語にもある通り身恭敬なれば耻辱に遠ざかるのである、又如何に有福なればとて猥りに度を越へ財を散するに於ては、天の時地の利により増殖を計つた意に反するから、平素財用を節して各自の分限を守る様にせねばならぬ、此の如くして父母に孝養を盡せば災禍に罹り飢寒に陥る様な事がなくて、身も安全に父母も満足するものである、之れが即ち庶人たるもの、孝である。

○孝平章 第七

爾今文孝經には孝平章が第六章即ち庶人章に連続してある、此の章は孝は平等なもので一私人の私すべきものでないと云ふ事を述べたものである、即ち上は天子より下は庶人に至るまで、人が人として行はざる可からざる事を陳述したのが、此章の主眼である。

子曰。故自天子以下。至於庶人。孝亡終始。而患不及者。未之有也。

子曰。天子以下庶人に至りて、孝終始亡ふして、而して患ひ及ばざる者未だ之れ有らざるなり。

國上は天子より下は庶人に至るまで、位階には差別があり又身を處するに各々相異があるけれども、親に事ふるの一事に至っては決して差別のあるものではない、天子なれば徳教を四海に布いて四海を治むる様にすが天職であるけれども、愛敬を親に盡さねば聖天子と云ふ事は出来ぬ、諸侯は一國の主とし制節謹度を旨として富貴を尊ぶのが、親の名を顯はすことになる、郷大夫は法言徳行に心掛けて、祖先の宗廟を守らねばならぬ、士は父に事ふる道を以て君に事へるのである、民人は謹身節用して父母の安心を得る様にするのである、五者何れも孝が徳の本となつて皆一樣に行はねばならぬ、若し孝にして親に事ふるに始り君に事へ身を立つるに終らなかつ

今文に亡の字を無に作り且子曰の二「終」とは立身、と「始」とは親に事ふるを指す

たら、種々の災厄が身に罹つて必らず患が身に及ぶ故に入々大に戒愼せねばならぬ。

○三才章 第八

三才とは天地人の三つである、此の天地人の三才は何れも孝の一理であつて、此の孝からして人を教化改善すると云ふ義を此の章で説く。

曾子曰。甚哉孝之大也。

曾子曰く甚だしい哉孝の大なる。

曾子が孔夫子の孝道を聞いて、如何にも其廣大無邊に驚いて、自分が平常考へて居る孝とは非常な相違があつたから、實に孝と云ふものは天下國家をも治め得と云ふに至つて、孝の大なるに驚嘆したのである。

子曰。夫孝。天之經也。地之誼也。民之行也。

「經」とは道の常なり
「誼」は常の義なり
今文に誼を義となす

「子」曰く、夫れ孝は天の經なり、地の誼なり、民の行なひなり。

闕孔子のいはれるには、天は萬物を生ずるを以て常道として居る、四季運
行して其節が定つて居つて、人は之れが爲めに萬物の恵を受けるのである、
怡も父の如きものである、地は天の氣を稟けて萬物を養ふて事々物々を宜
しきに叶ふ様になつて居る、怡も母の如きである、天の經地の誼は萬代不易
の常道であつて、星移り物變はるとも決して變異のあるものではない、所
で人間は此の一定の常道によつて、天地の性を受けて居る事は怡も父母の
性を稟けて其恩愛に浴して居ると同一である、故に人は仁義忠孝弟信の道
を盡して、天の常道地の常義の如く人としての道を修めればならぬ、であ
るから孝は徳の本として人々行はればならぬ常道となつて居る。

天地之經。而民是則之。

「是」は「こゝ」と讀む
天地の經にして而して民是に之に則とる。

「則」は法則なり

今文に訓すを順となす

闕孝は天地の常道であるから、上は天子より下は庶人に至るまで、天地の
常道を法則として之れに準據せればならぬ。

則天之明。因地之利。以訓天下。

「天」の明に則とり地の利に因て以て天下に訓ゆ。

闕上にある聖王は孝が天地と一理なるを洞察して、天の明かなる法則に據
つて事を指導するのである、天は萬物を生じて遺す事がない、地は萬物を生
育して棄つべきものがない、又父母は其恩愛が、至らぬ事はない、故に聖
王は天地と一理なる孝を制定して、親に事へ身を立つる様に天下萬民に教
訓を下すので、又萬民をして善く其制定に效はしむるのである。

是以其教不肅而成。其政不嚴而治。

「是」を以て其教肅ますして而して成り、其政嚴ならずして而して治まる。

國孝は天性の自然であつて、人心の固有に成つて居るから、聖人は此の徳を自然に備へて、別に作爲を加へて抔撓するものではない、故に其教が自然に行ふ事が出来る、別に謹ますして善く及ばし得らるゝのである、又天下に發布する政令も更に威嚴を用ふる事なくして、政道が行はれて自ら治め得らるゝのである。

先王見教之可以化民。

先王教の以て民を化す可きを見る。

國孝は天下の大道であるから、先王諸聖人が此の孝道を以て天下に臨まるゝ時は、萬民自然に此の教化に浴して、所謂無爲にして泰平の民と化するのである。

是故先之以博愛而民莫遺其親。

是故に之に先だつて博愛を以てす、民其親を遺

今文には民の下に也一字あり

「遺」は忘なり

ること莫し。

國聖人は先づ身自ら天地の常道たる孝を行つて、即ち聖王萬民に率先して博く萬民に愛憐を垂れるのであるから、民も上は聖天子を頂いて聖人の爲さる様に、同じく天地の常道として父母親戚を親んで、決して其親を遺忘する様な無法な民は無い様になるのである。

陳之以德誼而民興行。

陳之を陳るに徳誼を以てして民行なひを興す。

國人に教へんと欲するには先づ身自ら之れを行はねばならぬ、所謂君子親に篤ふする時は民仁に興るとある様に、上たる者が善徳を陳へ行へば必ず下たる民は、上に效ふて皆徳行の志を引興すものである。

先之以敬讓而民不爭。

先之に先だつて敬讓を以てして民争はず。

今文には前と同じく誼を義とす

「争」とは争亂の明

國古語に上、敬を爲すときは、下、慢らず、上、謙讓を好めば、下、讓を知て争はずとある様に、萬民の上に立つ人が人を敬い人に讓るの美德を行ふて、身自ら謙讓の道を示したなれば、萬民は皆之に化して、敬讓の反対なる争亂を起すものでない、遂に上を師表として良風淳俗に染まつて争逆の惡徳は跡を絶つに至るものである。

道之以禮樂而民和睦。

道之を道びくに禮樂を以す而して民和睦す。

心を正しくするには先づ禮を以て行を節せねばならぬ、又情を和らぐには正しき樂(音樂)を以てせねばならぬ、故に先づ萬民を導くに禮、正しく樂和すれば、萬民皆互に相和するものである、上禮を好めば民敬せずと云ふ事莫しとは、此邊の事を言つたものである。

示之以好惡而民知禁。

「道」は導に同じ

「禁」は禁令なり

罰之を示すに好惡を以てす而して民禁を知る。

國人は總て惡の方面に陥り易いものである、故に善行を行ふものは賞揚し、之れに反する惡しき行爲の者は罰し、相當の禁令を設けたなれば、人の行も自然善の方面に向つて、萬民が皆天下の禁令を守らねばならぬ事を知るのである、併し如何に諸禁令を發布して民を監督したからとて、民は直に之れを遵奉して行くものではない、先づ上にある人が自ら率先して善を行ひ惡を矯めて、後ちに此の好惡の法を明にしたなれば、民は天下の刑罰の法を體認して、何れも皆禁令を犯すものは無い様になるものである、博愛敬讓徳禮樂の諸徳を率先して行へば、民が適從する如く、好惡の道も又そゝあるべき筈である。

詩云赫赫師尹。民具爾瞻。

罰詩に云く、赫々たる師尹、民具に爾を瞻る。

爾赫々とは顯位高官にある盛なる事を形容して云ふたものである、即ち高

「詩」は詩經小雅節南山の章「具」は共

也「勝」は上
を仰ぎ視
る事

位にある人は實に赫々として人の師表に立つものであるから、一舉一動皆萬民の見るところとなるのである、故に上の行に悪い事があれば下の者は直に之れに效ふて悪事をする、人の情は常に悪に陥る傾があるから、悪い行は感染し易いものである、昔し師尹と云ふ人は政道の立て方が悪かつた爲め、人々皆其人を惡み萬民も又其遺り方を習ふて天下の政勢が非常に傾いた事がある、師は官の名で尹は即ち大師の尹子を指して云ふたのである、顯位の人の行動は衆人の皆仰ぎ見る所となり又下の毀譽の的標となるから、謹愼しなければならぬ。

○孝治章 第九

圖孝治とは孝を以て天下を治むを根本とする事で、先聖は皆孝を以て國を治めた事を此の章で述ぶるのである、前章では天地の經誼を説いて人の行を述べ、本章では明王は教を以て天下を治むるを述べたのである。

子曰。昔者明王之以孝治天下也。不敢遺

「明王」とは廣く堯舜風湯文武等を指す

小國之臣。而況於公侯伯子男乎。

圖子曰。昔は明王の孝を以て天下を治むるや、敢て小國の臣を遺れず、而して況や公侯伯子男に於てをや。

圖孔夫子が先づ孝を以て天下を治めた例を引いていはれるには、昔の明君は何れも孝を以て天下を治めたのである、其治め方は彼の武王の如きは遠方の地に居る人でも、常に徳を以て狙れ親しむ様にして、決して小國の臣とも忘れない、位階から云へば公侯伯子男の別はあるけれども、國王から見れば、公爵も男爵も皆一樣の臣である、小國の微賤の侍臣は往々忘れ易く且つ疎遠になり易いものである、けれども遺れずして之を愛敬するのである、固より上位大臣の者に對して愛敬せらるゝのは當然の事で、即ち一樣に臣として見られるから臣も亦自然聖王の徳に化して名臣となるは理の當然である、小國大國が孝を以て安泰に治まる次第である。

今文に觀
の字を懼
すの字とな

故得萬國之觀心以事其先王。

故に萬國の觀心を得て以て其先生に事ふ。

圖此の如く大國小國となく其臣に差別を立てず、一様に遺亡せられぬから、萬國の歎心は期せずして至るのである、即ち大臣は固より卑賤の小臣に至るまで己が敬愛の心を推して、普く一般に及ぼすのであるから、心から君主に奉仕して其徳に酬ふるのである、臣として君に悦服すれば必らず萬國は治り安泰になるので、又心服したものが明君に反抗して乱を爲す如きものは一人もない、斯く治績を擧げて始めて君父に事へ得るの孝道が盡されたのである、君主として臣下を悦服せしめ天下を平定したなれば宗廟に奉仕する義務が盡されたので、之れ即ち孝の至極に達したものである。

治國者不敢侮於鰥寡而況於士民乎。

國を治むる者は敢て鰥寡を侮らず而るを況ん

「鰥」とは
老て妻な

「寡」とは
老て夫な

や士民に於てをや。

圖一國を治むる位置に在る諸侯は、恰も君公が小臣までを愛敬せらるゝ如く、如何なる細民に至るまでも侮どり棄つる様な事をしてはならぬ、殊に鰥寡孤獨の養者なく困窮する者は、特に愛憐の情を以て慰安の法を授けて、我子の如く一日も侮どり棄てる様な薄情に出でてはならぬ、まして祿を受けて居る大老大夫は敬愛して徳を以て化し、又職業に従事して居る諸民をおろそかにしてはならぬ、君主が孝を以て天下を治めらるゝに效ふて、諸侯も孝道を以て下のものに臨むのが、即ち國を治むる諸侯の天職である、蘇世長と云ふものが歳漸く十三で上書して治國の言を奉つた事がある、周の武帝が世長を召して問はれるには于何の書を讀んで居るか、答へて云ふには孝經である、孝經には如何なる事が書いてあるかと再び問はれて、孝經には治國者不敢侮於鰥寡と答へた、武帝は善言なりと云はれたとの事である。

故得百姓之歡心以事其先君。

今文には
前と同じ
く歡を
となす

國故に百姓の歡心を得て以て其先君に事ふ。

國一國を治むる諸侯は先づ第一に民の歡心を得ねばならぬ、民心背離して居れば一國は何時も騷乱のみ續くものである、故に諸侯は民の怨嗟の府とならぬ様に心掛け、一國民の歡心を得て治績を擧げ得たなれば、爰に始めて父の國君たる先君に對して善く事ふる事となる、百姓は斯る國主の爲めに平安に渡世する事が出来るから、一は民の安堵を得、一は先君の祭祀を爲し得らるゝので、國主として孝の至極を盡したのである。

治家者不敢失於臣妾之心而況於妻子乎。

國家を治る者敢て臣妾の心を失はず而るを況んや妻子に於てをや。

國一國を治むる諸侯が鯨寡孤獨の困窮者に至るまで侮らず愛敬する如く、

「治家者」とは愛に
卿大夫及
士庶人
を含む

家を治むる卿大夫並に士庶人は臣下婢妾の心をも酌んで、道理のある事は自ら行ひ、非道な事はしない様に平素失念なく、此等のものに當らねばならぬ、若し家長のものが心に傲慢を抱いて臣妾のものを侮つたなれば、表面或は服従して居る様に見へても、心では大に一家の長を侮るものである、まして子を教へ妻を制する上に於て、少しでも道に違ふた事があれば、直に一家の不和となり争乱の基を作るから、臣妾のものでも侮らず敬愛する様に、妻子をも節制せねばならぬ、家長が斯くして始めて親しみ狂るゝ様になるのである。

故得人之歡心以事其親

國故に人の歡心を得て以て其親に事ふ。

國此の如く一家一門の臣妾妻子の歡心を得て、始めて其親に事ふる孝が盡せたと云ふものである、卿大夫士庶人が愛敬の心を臣妾妻子にまで及ぼせば、臣妾妻子は又心から家長を崇敬して悦服する、一家一門皆順從すれば

「生」は親の生存、「安」は所謂安心の事なり

卿大夫は永久に祿位を保つ事が出来、士庶人は各自の職に安く従事して行く事が出来る、之れを以て各自の親に事ふれば孝の至極を盡したのである。

夫然故生則親安之。祭則鬼享之。

夫然故生則親安之。祭則鬼享之。鬼之を享く。

爾前述べた様に如何なる卑賤のものに至るまで歡心を得たならば、何人でも順従するのは固よりである、人の子たるものが此の如くであつたならば、生存の親に對しては意を安んずる事が出来るし、死して鬼神となられた時には祭時に鬚鬢として精靈が來つて其祭を享けらるゝのである、本文に鬼とあるは鬼神の事である、鬼神は即ち英靈である祖先を祭る時に信實敬を表して祭る時は、英靈は神位に在る事を見る子として孝の至極を盡す位の人であれば、唯誠心誠意に鬼神を祭るもので、鬼神は子の孝心に依て顯は

今文には此の一文なし

れ祭を享くるものである。

是以天下和平。災害不生。禍亂不作。

是以天下和平。災害不生。禍亂不作。

爾上孝を行ひ下孝を好む様になれば天下は和睦して泰平である、災害の生ずるのは多く乖戾の氣が満つるから起るものであるが、萬民が皆和合して泰平であれば、天より生ずる災害即ち水旱飢饉等の天災は起らぬものである、又禍亂は上下心を一にしないから起るけれども、世の中が極めて清く平和であれば、臣にして君を弑し子にして父を殺すと云ふ無逆無道者は起らぬ、天の災害地の禍亂は天下の乱れた時に生ずるものである。

故明王之以孝治天下也如此。

故明王之以孝治天下也如此。

爾聖天子が天下を治めるには先づ孝を以て根元として居られる、明王斯く

「故」は上文を受く

孝の至極を以て天下に臨まるゝから、諸侯卿大夫以下士庶人に至るまで皆明王の孝道に倣ふて、各自の職掌に忠實を盡すによつて、隨て災害禍亂が生ずる事がなくて、天下は實に平穩無事に治まるのである。

詩云。有覺德行。四國順之。

翻詩に云く覺たる德行有り、四國之に順がふ。

「詩」は文雅抑の章なり又は直高大方なり

國孔子が詩經大雅抑の詞を引いて德行の如何に効用の大なるかを證して云はれるには、高大なる德行即ち上に孝の行があつたれば、四方萬國のもの皆上位の人に倣ふて、隨順に歸服するのである。

○聖治章 第十

爾此の章は聖人の天下を治むる孝より外に道はないと云ふ事を重ね脱くのである、曾子は孔子の孝に就ての高説を聞いて、實に孝徳の供大なるを感じて、曾子が自分の疑を以て孔子に問ふに始まつて此章を述べたのである。

今文に亡を無の字となす

ある。

曾子曰。敢問。聖人之德。亡以加於孝乎。

翻曾子曰く敢て問ふ聖人の德、以て孝に加ふること亡しや。

爾曾子が孔子より孝の大なる所以を聞いて驚嘆したのである、處で曾子が問ふて云ふには、如何にも聖人は天下を治むるに孝を以てするのであるが、聖人の徳と云ふものは孝より外にないのであるが、夫れとも又聖徳には孝の外に加へ添ふものがあるのか、其邊の儀は如何と重ね問ふたのである。

子曰。天地之性。人為貴。人之行。莫大於孝。

翻子曰く、天地の性人を貴しと爲す人の行ない孝

「性」とは天地陰陽

の兩氣を
稟けたる
もの

より大なるは莫し。

闕孔夫子の答には、天地の性即ち天地陰陽二氣が合して生じたものが性であるが、其性を受けたものの中で、人は萬物の靈長と云ふべき資格があつて、禽獸の類より遠く離れて居るものであるから、天地間に性を稟けたものの中で人が第一に貴いものである、其貴ひ性を稟けた人類の徳の中で孝が根元で、孝より大なるものはない、故に聖人の徳でも孝より外何物も加へ添ふべきものは無いと云ふ意を答へたのである、禽獸魚介の類は人と同じく天地の氣を稟けて生じたものには相違ないが、然し忠信孝弟等の節義を辨別する能力がない、人は獨り此等の諸徳を行ふべき性があるから、人は萬物の靈長である、又行ふべき徳の中、孝より大なるものはない。

孝莫大於嚴父。嚴父莫大於配天。則周公其人也。

孝は父を嚴にするより大なるは莫し、父を嚴に

「嚴」とは
尊敬の意

「配」は合
すと同じ

するは天に配するより大なるは莫し、則ち周公其人なり。

爾人の子たるものが孝を盡す上に於て、何が先づ第一義になるかと云ふと、父を嚴にするに云ふ事即ち父を尊敬するのが最も大である、其尊敬の極は何かと云へば最も尊敬すべき上天と對當するのが何よりである、故に父を上天に配して祭れば之に過ぎたる大なるものはない、昔しに於て嚴父配天の實を擧げ得た人は、周公其人である、周公は名は且、文王の子で武王の弟に當つて居る、又武王の子の成王には叔父である。

昔者周公郊祀后稷以配天。宗祀文王於明堂以配上帝。

昔周公后稷を郊祀して以て天に配す、文王を明

「后稷」は
舜の臣に

堂に宗祀して以て上帝に配す。

爾昔周公成王が幼稚の爲め攝政の役であつた時、周の始祖后稷を郊祀して天に配したのである、郊とは原野と云ふ義で、昔、天を南郊に祭つたものである、南郊に祭つて天に配し始祖後稷を祭つたのである、即ち周公が斯る禮典を作つて成王の爲に後稷を配天した事になる、又周公が明堂で祭を爲す時に先祖文王を神明に配して大亨の祭祀を行つたのである、周公は斯の如く始祖後稷先祖文王を上帝即ち天に配して大孝を盡したのである。

是以四海之内各以其職來助祭。夫聖人之德又何以加於孝乎。

是を以て四海の内各々其職を以て來り祭を助く、夫れ聖人の德又何を以て孝に加んや。

して周の始祖なり「明堂」は天子政を出す堂なり、蓋し天子南面して明に向ふより名く

今文に助の字なし

是故親生統之以養父母日嚴。

是故に親く之を生統して以て父母を養ふこと日に嚴なり。

爾以上親を尊敬する事を既いたのであるから、爰に上文を結んで父母は我を生んで呉れて非常なる大恩を受けて居るから、我は父母に親愛を盡して日常尊敬愛親の道を以て事へればならぬ、一日も禮義孝道を盡して嚴重に身を正しくするのが當然の義務である。

今文には生の次へ之膝下の三字あり「統」は育なり

聖人因^テ嚴^ニ以^テ教^ヘ敬^ヲ。因^テ親^ニ以^テ教^ヘ愛^ヲ。

聖人嚴^ニに因^テて以^テて敬^ヲを教^ヘへ、親^ニに因^テて以^テて愛^ヲを教^ヘふ。

聖人の教は嚴重に親に事ふる禮義を盡すに由て、其處に恭敬の教となるのである、又親愛の道を以て事ふる答の者であるから、其教が愛の道となるのである、即ち聖人は天理に叶はぬ事を人に強ふるのではない、人情自然の法則によつて行ひ得らるゝ教を爲さしむるのである、親を尊敬したり親を愛する心は人皆天性に出で、人々の常に行ふべき大道であるから、敬愛の道を啓くまでのことである。

聖人之教不^レ肅^ニ而成^リ。其政不^レ嚴^ニ而治^ル。其所^レ因^ル者本也。

聖人の教へ肅^ニまずして而^{シテ}成^リ、其政嚴^ニならずして而^{シテ}治^ル。其所^レ因^ル者本なり。

聖人の教は決して威嚇を以て人に強ふるのではない、親愛の道を教ふるにも訪り人々固有の善心が邪道の爲に蔽はれて居るのであるから、之を啓き其善性を發くまでの事である、故に聖人の教は人が従ひ得らるべき道である、従はぬものに嚴罰を加へるなど云ふ必要はない、又上の政事を違奉せぬ者は極刑に處するなど云はなくとも、自然に個々の善心を啓いて従ひ成るものである、故に聖人の教は肅嚴を待たずして政道治法二つながら成就するのである、即ち人の自然固有の性質に本づいて居るからである。

○父母生績章 第十一

此の章は父母が子を生育するには、種々の困難苦心を経て始めて一人の子を育て上げるのであるから、其に對する功績は一通りでない、其生育の功績

此文には此の章を連聖治に連續すとは功績なり

績を述べるが本章の目的となつて居る。

子曰。父子之道。天性也。君臣之誼也。

訓子曰く、父子の道は天性なり、君臣の誼なり。

爾孔夫子の曰く、父子の道は天性自然である、人の作爲した道ではない、父が慈に子が孝なるは天理の然らしむる所で、自然に中心に生ずる性である、又君が臣に對して忠に臣が君に對して忠であるのは、自然の公道である天地の間之れより重きものはない、然しながら父が子に對して慈なるは、其慈を以て臣を使へば忠となるので、又子が父に對して孝なるも、其孝を移して君に事へば忠となるのである、故に父子の道は天性で而も君臣の義となるのである。

父母生之。績莫大焉。君親臨之。厚莫重焉。

訓父母之を生む績焉より大なるは莫し、君親く之

今文に子曰くの二は字なくは義とな

今文には孝優劣を父母生績の章と共の章に連綴す

今文に子曰く

に臨む厚き焉より重きは莫し。

爾父母が子を育つる辛苦は一通りでない、其恩の深く高き其功績の大、何物も之に加ふるものはない、又上にある君が親愛の道を盡して下に臨んで、萬民を撫育せらるゝ其恩澤の厚いのは實に之れより重きはないのである。

○孝優劣章 第十二

爾本章は下萬民を治むる上に於て、孝を行ふと行はぬの差異によつて、治績にも優劣のあるを云ふたのである、又孝なるものは畢竟優劣の差別相違を附すべきものでないと云ふも亦其意を爲さぬものではない。

子曰。不愛其親而愛他人者。謂之悖德。不

敬其親而敬他人者。謂之悖禮。

訓子曰く、其親を愛せずして他人を愛する者、之を

悖徳と謂ふ、其親を敬せずして、他人を敬する者、之を悖禮と謂ふ。

國人によると自分の父母を愛せずして、他人を愛するものがあるが、夫れは悖徳と云ふものである、他人を愛するのは固より悪い事ではないが、自分の父母に奉ふる道を盡さないで、關係の疎なる他人を先きに愛するのは、實に道に悖つたことと謂はればならぬ、又敬は先づ父母に盡して、後ち他に盡すべきもので、之が即ち聖王の教訓天下の理法である、此の教訓に反して他を先にして敬を盡すのは、正しからざる禮法で之を悖禮と謂ふのである、實に非禮の甚しき行爲と云はればならぬ。

以訓則昏、民亡則焉。

訓以て訓へば則ち昏し、民則とること亡し。

國前にも述べた通り上の好む所は下之に倣ふで、悖徳悖禮の行が上にあつ

今文に訓
を順に
昏を逆
作る

「宅」とは
獨居の如
し「凶」は
悪なり

今文に志
を元の字
に弗從を
不實に作
る

不宅於善、而皆在於凶徳、雖得志、君子弗從也。

善に宅らずして皆凶徳に在り、志しを得と雖ども君子は從はず。

國自分の行爲が善即ち孝悌忠信等の諸徳のある場所に居ないと、其反面たる悖徳悖禮の凶徳の行をするものである、奸邪の悪行を爲すものは或は一時富貴を得る事が出来るけれども、決して永久悪運の持續すべきものではない、故に君子は徳行に身を處して斯る非禮非義の悪徳には從はぬのである、偽善凶徳で一時の志を得る如きは徳ある人の從ふ法ではない。

「道」は首
ふと同じ

君子則不然。言思可道。行思可樂。

君子は則ち然らず。言道べきを思ひ、行い樂しむべきを思ふ。

國君子は一言と雖も口にする事は、必ず古の聖人の徳行に叶ひる、作法ある言を道ふのであるから、民も隨て其言に能く聞くのである、又行の事に於ても何れの時、何れの場所でも決して耻となる様な事は行はぬので、隨て少しの悔と云ふものがなく、夫れを徳行上の樂とするのである、故に民も其徳行に倣ふて悦服するから、一點心中に疾しき事がない、即ち先王の法言徳行を手本として、夫れに則るのを平素言ひ又は行ふのである。

徳誼可尊。作事可法。

徳誼尊ぶ可し。作事法とす可し。

國君子は道の法とすべく、誼の則りとすべき點のみに注意して、少しも悖徳

「法」とは
效ふと同じ

悖禮の行はないから、實に徳ある君子として尊重するに足るのである、又制度を立て法令を作る事や一切の事を爲す上に於ても、皆正道に合ふて居るから、適宜の作法として之を模範とするに足るのである。

容止可觀。進退可度。

容止觀る可し。進退度なる可し。

國君子の容貌は衣冠正しくして一見自己の襟を正さればならぬ様に觀へる、其の態度は實に君子然として、どこかに犯す可からざる所がある、又其進退舉止の様式が、如何にも法度に叶ふて一分の間然する所がない、此等の事は大に模範として則るべき所である。

以臨其民。是以其民畏而愛之。則而象之。

國以て其民に臨む。是を以て其民畏て而して之を愛し、則として而して之に象どる。

闡斯有徳の君子が即ち徳體、作事、容止、進退の整ふた君主が上に居て、下萬民を統御したなれば、民は一樣に其威光に畏れて何れも悪事を働き道に反くものはない、必ず其温厚の徳に狙れ君恩を受して従順の民と成り、遂には君子の四事整然たる所を法則模範として、君子の治下に善良の民と化し了るものである。

故能成其徳教而行其政令。

故に能く其徳教を成し而して其政令を行ふ。

以上述べ來つた通り民が君子の温厚の徳を愛し之に則る様になれば、下民が有徳の君子の道を行ふて悦服する様になる、开處で君子の徳教が成熟して政道が正しくなり、發布する命令が充分に行はれるのである。

詩云。淑人君子。其儀不忒。

詩に云く淑人君子其義感はず。

詩は詩經曹風尸

禮詩經に云ふてあるには、善心ある有徳の君子は順徳正禮を行ふて、隨て威儀が自から備はつて居るから、言ふ所行ふ所が決して道に違はぬ、禮法に違犯せぬ徳行禮法は萬人の法則となつて、遂には天下萬國を安寧に治る基となるのである。

○紀孝行章 第十三

此の章には孝行の作法即ち箇條を述べてある。

子曰。孝子之事親也。

子曰く、孝子の親に事ふるや。

闡孔夫子重ねて孝に就て述べていられるには、先づ孝子が其父母に事ふるにはと冒頭を置いて、以下順次其箇條を説く。

居則致其敬。

鳩の章なり

紀は記なり

「居」は平居を云ふなり

剛居ては則ち其敬を致し。

剛先づ孝子たるもの、第一の務は、平日事無きの時には我身を謹んで、恭敬の意を致さればならぬ、若し平素怠慢無頼に身を持つ様になれば、即ち夫れが不孝の基となるから、身を恭敬の場所に置いて、併せて父母の安堵を得る様に心得べきである、周公が父の文王に事ふる時、行の上にも又事を取扱ふ上にも、決して自分の専断でしない様にして、極めて恭敬に身を持つたと云ふ事である。

養則致其樂

剛養へば則ち其樂しみを致し。

剛父母を奉養する上に就て、衣服飲食等の事に心を附けて、自分の樂を父母の樂に移す様にせればならぬ、尙一步進んでは物を以て孝を盡す外に、心を以て孝を盡さればならぬ、今孔夫子の高説を聞いて居る曾子の如きは、父の曾哲に事ふる時に、必らず酒肉を以て父の嗜む物を奨めたものである、

父が膳を徹せよと云ふた時には、尙食せん事を請ふたのである、又父が餘りありやと問ふ時には、必ずありと答へたのである、之は即ち物を以て孝を盡すと同時に心を以て孝を盡して、親の心に安堵を與へる様に心掛けたものである。

疾則致其憂

剛疾めば則ち其憂を致し。

剛一朝父母が病褥に横臥する場合には、孝子は父母の苦痛を恐察して、恰も身に病ある様に憂ひて、分時も寧居せぬと云ふのが、孝子の行ふ孝養の道である、昔、文王が病臥せられた時に、武王は非常に憂ひて日夜看護に怠らなかつた、文王が一飯すれば武王も一飯し、文王が再飯すれば武王も再飯すると云ふ程に、文王の病を深く憂ひ身に比べて攝養に勉めたのである。

喪則致其哀

今文に疾すを病となす

喪は父母
を亡ふて
喪中の事
なり

鬻喪には則ち其哀を致し。

鬻一朝夕不孝にして父母が故人となられた場合は、誠心誠意其哀の極を致して大に憂愁を表せねばならぬ。

祭則致其嚴。

鬻祭れば則ち其嚴を致す。

鬻父母が亡くなつて祭る場合には、如何に年を経て遠ざかつても、制法通りの年忌を勤むる事を怠らない様にして、恰も父母在すが如く、其儀式を嚴重にして故人に對する禮を怠らない様にせねばならぬ。

五者備矣。然後能事其親。

鬻五の者備はる。然して後能く其親に事ふ。

鬻敬、樂、愛、哀、嚴の五個條の禮儀備つて、始めて能く父母に事ふる事

今文に其
の字なし

醜は衆
と同じ

が出来たと云ふものである、若し一つでも缺けた時には、父母に對する孝が全きを得たりと云ふ事は出来ないものである。

事親者居上不驕。爲下不亂。在醜不爭。

鬻親に事る者は上に居て驕らず。下と爲て亂れず、

醜に在て争はず。

鬻右述べた五ヶ條の外に向三ヶ條の戒がある、上に居て民を治むる位置にある人が、驕奢に流れる時は國が亂れるから、上位に在る人は常に驕を戒めねばならぬ、又下に居て政令を遵奉する者は、常に能く德行を治めて争亂を惹起せぬ様にせねばならぬ、又社會に於いて人は相互に交誼を温めて、争を起して齟齬を啓く様な事をしてはならぬ。

居上而驕則亡。爲下而亂則刑。在醜而争

則兵。

誦かみ上に居るて而しかして驕おごれば則すなはち亡ほろぶ下しもと爲なる而しかして亂みだれば則すなはち刑けいせらる醜しゆうに在あつて而しかして争あらそへば則すなはち兵へいせらる。

總上位に在る者が恭謙の徳を失つて驕に長じたれば其國が滅亡するものである、又下たる民衆が上の法度を破り、自分の分限を越へて争亂を起す様な場合には、刑罰を受けるのは當然の事である、又衆人互に和合しないで争奪等の惡徳を行ふときは遂に兵刃の酬を受けねばならぬのも、天理の然らしむる所である、故に上にあるもの下たる者又は同輩間の道に就て、斯の如く正道に反して國を亡し刑罰を受け、又は兵刃を受けるのは、請り父母を苦しむるも同然の事で、大なる不孝と云はれねばならぬ。

此三者不除。雖日用三牲之養。絲爲不孝也。

今文に此の字なく、絲を猶に作る、
「三牲」とは牛羊豚を指す

此三の者除かざれば、日に三牲の養いを用ゆと雖ども、絲不幸と爲す。

爾前に述べた驕、亂、争の三箇の惡徳を除かなかつたなら、よし日に牛羊豚の美味を父母に喫めたとして、父母は反て子の不義非道の行に陥つて居るのを苦んで、美味を美味とする事が出来ぬから、先づ身を修め道を行ふて父母に安泰の思ひを爲さしむるを孝と云ふもので、珍味佳肴の養ひをしたとても夫れば反て不孝と云ふものである、昔、遠伯と云ふ人は叔母の任氏に子として養はれた人である、性質至つて無頼の徒であつた、或日遠伯が叔母に瓜を勧めた、其時叔母の云ふには孝經に下と爲て亂し醜に在て争へば皆刑罰兵刃を受ける身である、一旦母として汝を養ふからには、先づ汝の身の上が案じられて美味を口にするも、其味が判らぬと云はれたと云ふ事である。

今文には五刑の章

○五刑章 第十四

を第十一
章となす
「五刑」と
は墨、劓、
剕、宮、大
辟、今文に
は擗を罪に
作る

此の章は親に不孝を爲すものには、刑罰の中で不孝者を最も重き刑に處する事を述べたのである、夫れに五刑がある

子曰。五刑之屬三千。而臯莫大於不孝。
子曰く、五刑の屬三千而して臯不幸より大なるは莫し。

圖五刑とは一ツに墨劓(イレズミ)類に入れ墨をなす、種類千あり、劓剕(ハナキリ)鼻をそぐ種類千あり、剕(アシキリ)足の筋を絶つ種類五百あり、宮辟は男女淫亂の仕置き、男子なれば去勢、女子なれば幽閉、種類三百あり、大辟は死刑を云ふ、種類二百あり、故に五刑總計三千あり。
孔夫子のいはれるには天下の刑罰に墨、劓、剕、宮、大辟の五刑なるものがある、夫れを細別すると三千の種類がある、然し此中で親に不孝の罪を爲したるものは天地も容れざる大罪である。

「非」は誹
勝の義、
今文に亡
を無に作
る

要君者亡上。非聖人者亡法。非孝者亡親。
君を要する者は上を亡す、聖人を非る者は法を亡す、孝を非る者は親を亡す。

圖君は命を下して下民は此の命令に従順すべきものである、然るを下民が各自の勢力を害用して、無理に各自の野心を達せやうとすると、君公を脅すも同様で上の權威を無視して君の無きも同じである。又聖人は法言法服徳行の出づる所であるのに、此等の禮法を破つて誹勝するのは正法を捨つるものである、又子として親に事ふるのは天下の大道である、然るを孝の道を誹つて身に孝道を修めぬものは、親を無にする不孝者である。

此大亂之道也。

此れ大亂の道なり。

凡そ人として國土に安住する事の出来るのは、君主が上にあつて正法を

行ふから、安泰に生存する事が出来るのである、又聖王が天下の大道を啓いて人の修むる徳行を述べられたから、國治り人和するのである、又我が身のあるのは父母の恩績である、然らば君、聖人、親に事ふる道は即ち忠、法、孝の三つは人として行ふべき道である、若し君を亡みし法を亡みし親を亡みして、聊でも恭敬の誠意を缺いたなれば、實に大亂の道と云ふ可きである。

○廣要道章 第十五

今文に本章を第十第二章とす

綱本章では孝の要道を一步推し廣めて陳述するのである。

子曰。教^{ルハ}民親愛^ヲ莫^ク善^ニ於^テ孝^ニ。

子曰く、民に親愛を教ふるは、孝より善は莫し。

孔夫子曰く、上位にある人が自ら孝を盡して親に事へば、必ず下民は之に倣ふて親愛の道を盡して、父母に孝養する様になるものである、故に下民

に親愛の道を教ふるには、先自ら孝を行ひ、之に倣はしむのが第一である、孝は父母を愛するのが主となつて居るから、民に孝道を教ふるのは善い方法と云はねばならぬ。

教^{ルハ}民禮順^ヲ莫^ク善^ニ於^テ弟^ニ。

民に禮順を教ふるは、弟より善きは無し。

爾親子の道に於て孝より大なるものはないけれども、然し兄長の道を行ふ上に於ては悌の道を盡さねばならぬ、人の上たる人が先づ兄長に對する道を行ひ、下たるものゝ模範となれば下たるものは自然之に倣ふ可きである、故に天下萬民の互に敬ひ従ふの美德を以て、一國互に相和順さすには上先づ行ひ、而して民に順禮の道を教へると、下は自然弟の道を行ふ様になつて、兄長に事ふる徳行を修むるものである。

移^シ風易^{ルハ}俗^ヲ莫^ク善^ニ於^テ樂^ニ。

今文に弟を悌に作る

「風」は風俗の意

風を移し俗を易るは、樂より善は莫し。

爾世間一般の悪い風俗を矯正して、善い人情世風に改め様とするには音楽よりよいものはない、音楽は聖人の制定したもので、自然人情が溫和になつて、悪風汚俗が漸次泰平の風俗に移り改まるものである、正樂は人性自然に好む所となつて居るから、如何に衰弱に陥つた世風でも遂には善道に向つて、汚惡の跡を絶つ様になるのである。

安上治民。莫善於禮。

國上を安んじ民を治るは禮より善は莫し。

國上を安泰にし下を平治するには、禮法が根本である、禮は敬讓を主とするものであるから、上下互に禮に背いた行爲があつたれば、上は驕り下は從はずと云ふ風になつて、尊卑高下の道は立たない様になる、上が驕り下が道を守らない様になれば、互に爭奪を委にし我慾を充たすやうになつて天下國家は一日とし存在しない事になる、故に尊卑高下の禮法を明にし敬讓

の道を盡せば、遂には上は安泰に下は平治するやうになる、主從親子の道も敬讓の分限を守ると守らないとの二つから、非常な結果を現はす事になる。

禮者。敬而已矣。

禮は敬のみ。

爾禮は身を謹み人を敬ふより出づるものである、人にして禮を缺く様になれば人としての道はないので、兄長に對するものも父母に對するものも、人類相互間の事は禮の備はると、然らざるとによつて、人間の價値の有無が定まるのである、上文に於て孝弟樂禮の事を云ふたのであるが、爰に更に敬は禮のみと云ふたのは孝弟樂禮の中では、殊に禮が主となり重いものであると云ふ事を云ふたのである、即ち禮は身を謹み人を敬ふと云ふ事になる。

故敬其父則子說。敬其兄則弟說。敬其君。

今文には
説を悦に
作る
二人と
は父又は
兄又は君
を指す

則臣説敬一人而千萬人説

則故に其父を敬すれば則ち子説ふ其兄を敬すれば則ち弟説ふ其君を敬すれば則ち臣説ふ一人を敬して而して千萬人説ふ

國禮は敬のみであるから如何に敬の重んぜざる可からざるかが判る、上を安泰にし下を平治するには禮より善きはなしで、人の子とし又は弟として又は臣として、其事ふる父、兄、君を敬したなれば、子弟臣としての敬を爲したのであるから、悦ばざるの理はないのである、即ち父を敬すれば子の悦となり、兄を敬すれば弟としての悦となり、又君を敬すれば臣としての悦となるのは當然の事である、然らば夫れが遂には一人の父、兄、君を敬し千萬人の悦となる道理で、敬する人は一人でも多数の人の悦となるのであるから、敬は實に禮の基たる可き大なる道と云はねばならぬ

前と同じ
く今文に
悦を悦と
なす

所敬者寡而説者衆此之謂要道也

敬する所の者寡くして而して説ふ者衆し此れ之を要道と謂ふなり

一人敬して千萬人悦ぶと云ふ風に、一人にして父兄君に敬を盡せば、子として悦ぶのは必然の事で、悲いては天下千萬人の多きものに至るまで悦ぶの基となる、故に敬する所のものは子として一人であるけれども、悦ぶものは子としての一人でなく天下千萬の多さに至るまで悦ぶ、之を要道と謂ふのである

○廣至德章 第十六

國上章の意を受けて孝の至徳なる所以を重ねて廣め説いたのである

子曰君子之教以孝也非家至而日見之

今文には
本章を第
十三章と
す

也

孔子曰く君子の教るに孝を以てするや家ごとに至りて而して日に之を見るに非ず。

孔子が孝道を民に教ふるには決して強迫的に孝を行へと責めるのではない、孝は天下の理法であるから天下に普く及んで居るものである、故に一月毎に行つて孝を脱きすゝめるのではなく、又毎日孝を行ふものを管督して責め立てるものでもない。

教以孝所以敬天下之為人父者也。教以弟所以敬天下之為人兄者也。教以臣所以敬天下之為人君者也。

教るに孝を以てするは天下の人の父たる者を敬する所以なり、教るに弟を以てするは天下の人の兄たる者を敬する所以なり、教るに臣を以てするは天下の人の君たる者を敬する所以なり。

圖上に在る君子が孝を行ひ又孝の重んずべきを云ふのは、上の爲す所下之れに倣ふの道理に鑑みて君子先づ行ひ、下をして模範となさしめんが爲めである、即ち教るに孝を以てするのは天下の人の父たるものには敬を致して、惹いては千萬人の悦びを作れと云ふ意からである、斯の如く弟の道を教ふるのも臣の道を説くのも、天下の弟として兄に事ふる道や臣として君に事ふる道を教へるが爲めである、事ふる人が寡くて多くの人が悦ぶのは詰り天下に普き理法であるから、一人之を致して天下普く悦ぶのである。

詩云。愷悌君子。民之父母。

詩經大雅
河酌の篇
「愷」は樂
なり、
「悌」は易
なり

訓詩に云く愷悌の君子は民の父母なり。

國身に孝弟忠の徳行ある君子は樂しき君で又狙れ易い主君である、此の如き身に行ある君子にして始めて、人に孝弟忠の徳行を教ふる事が出来る、又下民は此の愷悌の君子の行ふ事や教ふる事を従ひ修むるものである、即ち君子は民の父母たる位置にある人で、親の子に於ける關係に同じであるから、愷悌の君子は民の父母である。

非至徳其孰能訓民如此其大者乎。

至徳に非ざれば其孰か能く民を訓へん此の如く其大なる者か。

國至極の孝徳を備へた君子でなければ、上文に述べた様な大なる効用を示す事は出来ないのである、又下を教ふる上に於ても斯る洪徳を身に備へ修めた君子でなければ、誰か能く民を教へ得らるゝものであらう、民が自然に

「至徳」とは孝を指す

今文には
本章を下
章諫争の
章の後即
ち事君の
前章とし
て第十六
章とす

上に歸服するのは廣大なる徳に化するので、恰も父母の子に於けると同様の慈愛に順從して、君子の行ふ事故ふる事を尊敬する様になるのである、然らば孝の大道たる實に天下の至寶である。

○應感章 第十七

國本章にては孝を行ふ人は、神明の加護があつて、神之に應じ人に感ずると云ふ事を述べるので、即ち誠の至極は天地神明の感應がある事を頌めたものである。

子曰昔明王事父孝故事天明事母孝故事地察。

子曰く昔は明王父に事て孝故に天に事て明なり、母に事て孝故に地に事て察なり。

爾孔子の曰く、昔、明天子は父に事へて孝を盡したのであるから、天に事ふるは父に事ふる道と同じて即ち天に事へて明々の徳を盡したのである、又母に事へて孝であるから、地の徳は母の徳に同じて即ち地に事へて通達明察の道を盡す事になる、元天地の徳は父母の徳に同じであるから、父母に事へて孝であれば、天地神明に事へて明察となるのである、此の理を推し擴げると君に忠、兄に弟の道も自然の道理と云はねばならぬ。

長幼順。故上下治。

爾長幼順。故上下治。

爾長たるものは父兄に對して、子弟としての道を行ひ、幼たるもの即ち子弟に對しては慈愛の道を盡したなれば、之が長幼順ありと云ふ事になる、此の長幼順の道を行へば之が總ての徳行の基本となつて、年長者と幼者との間は和順となつて、遂には上下共に治まるのである、故に上にある人が父兄子弟の道を行ふて下に臨めば、下自ら上の徳行に化し順序整然として治まるのである。

今文に鬼神を神明となす

天地明察。鬼神章矣。

爾天地明察。鬼神章はる。

爾父母に事ふるは天地に事ふるに同じであるから、誠心誠意父母に孝を盡せば父母は安堵して子の孝徳に感ずる如く、天地の理法たる孝の至極を致せば、明察より生ずる鬼神は天地の中心より章はれて、天下は安泰に萬民は和樂して何等の災禍も起らない様になる。

故雖天子。必有尊也。言有父也。必有先也。

言有兄也。必有長也。

爾故に天子と雖ども必ず尊あり、父あるを言ふなり、必ず先あり、兄あるを言ふなり、必ず長あるなり。

爾一天萬乘の天子は別に尊崇すべきものはない様であるけれども、決して

尊む可きものがないとは云へぬ、必ず尊む可きものがある、夫れは天地と祖考は何處まで永久に尊む可きものである、又天子は天地の大徳を尊むべきものとすれば、其天地と同一なる父に對しては孝道を盡すべきである、我を生んだ人に對して盡す道のあるのは當然である、又兄たる人がありとしたりなれば我より年長者であるから、尊び重ぜねばならぬ。

宗廟致敬。不忘親也。脩身慎行。恐辱先也。

宗廟敬を致すは親を忘れざるなり、身を修め行を慎むは先を辱しむるを恐れてなり。

天地に配して奉祀した祖考の宗廟を祭るのに尊敬の誠を盡すのは先君の恩徳を忘れぬが爲めである、又身を修め行を慎むのは父母を辱しめぬ爲めである、若し上に立つものが驕姿に流れ下を侮る様な事をしたなれば、下民は政令を用ひず上諭に従はずして、遂には天下に禍亂が起つて、詰り父母の名を汚す事になる、修身慎行は父母より得たる五體を奉持する所以である。

ある。

宗廟致敬。鬼神章矣。

宗廟敬を致して鬼神章る。

四時に宗廟を奉祀して恭敬の誠を盡せば、之が鬼神に事ふる道であるから、神明感應して章はれるのである。

孝弟之至。通於神明。光於四海。亡所不暨。

孝弟の至り神明に通じ四海に光る暨はざる所なし。

國親に孝を盡し長に弟の道を行へば、其誠の道が、神明にまで通じ徳光が四海に及んで、至らぬ所はないのである、昔、王祥と云ふ人は至て孝行の人であつた、而も生母に離れて繼母に事へたのである、一日母が寒中にも

「暨」は及の字に同
「光」は満と同意

詩は大雅
文王有聲
の章

拘らず生魚を欲したので、王祥は直に母の需めに應じて池の邊へ行つた、一面の結氷で生魚を得るに苦んだが、意を決して衣を解いて將に氷を割らんとしたが、氷自ら解け雙鯉躍り出たと云ふ事である。

詩云。自東自西自南自北。亡思不服。

翻詩に云く東より西より南より北より思て服せざるなし。

此の詩は武王の孝心の徳を頌して云ふたもので、即ち孝弟の道を盡せば四海萬國の國君萬民は何れも上一人の明王の徳を思ふて、服従せぬものは無いのである、孝弟の誠を盡せば神明に通じ四海に満るものであるから、天下のものは何れも其徳に敬服して歸順するのである。

○廣揚名章 第十八

闕孝を行ひ名を後世に揚ぐる義を廣く述べて道に適ふ行の事を説くのである。

今文は本
章を第十

四章とす

今文に君
子の次へ
之の字を
を加ふ

子曰。君子事親孝。故忠可移於君。事兄弟。故順可移於長。

翻子曰く、君子は親に事て孝、故に忠、君に移すべし、兄に事て弟、故に順、長に移すべし。

闕孔夫子の曰く、君子は親に事ふる時には能く孝を盡して親に従ふのである、親に事へて孝であれば、其孝を君に移せば即ち忠となるのである、と忠とは只事ふる人が親と君との差がある丈で、其根元に於て別に異つたものでない、之と同じで兄に事へて弟の道を盡すものであれば、若し之を長に移せば順となるのである、只對する人の兄か長に依つて弟か順の道となつて名は異なるけれども、要するに弟順の道は其根元に於て同一である。

居家理。故治可移於官。

國家に居て理む故に治官に移すべし。

國家道を治め得ない様な人であれば、一國の長官となつて國を治め得らるゝものでない、故に家を治むる上に於て充分家政整理の責任を盡す人であれば、之を官に移せば國を治め得らるゝのである。

是以行成於内而名立於後世矣。

國是を以て行ひ内に成て而して名後世に立つ。

國上文述べ來つた様に、親に對して孝、君に事へて忠、兄に對して弟、長に對して順の道を行ふたなれば、一身一家が治るものである、此の如く平素徳行を修めたなれば一身一家は固より一國をも治るのであるから、名譽は後世に至つても決して減じない、即ち徳法を一家に行ふべきものは、教を國の内外に傳へ得らるゝもので、名は末代の子孫まで傳はるものである。舜が一家を治めて居た時分は、父が頑固で母が喧しく加ふるに弟が傲奢であつたが、舜は常に孝道を盡し弟をいつくしんで、一家を治むるに力を致

今文には本章なし

した、此の事が上に開へて堯帝が舜に位を禪つた、其時には天下の人民は喜んで明王を得たと云ふた、又後世に至るまで舜の名聲は消へないのである。

○閨門章 第十九

國後に閨門と云ふは一家内の事を云ふのである、上を安んじ下を治むる道も畢竟一家を治めらる丈けの禮法を備へねばならぬと云ふ事を述べたのである。

子曰。閨門之内。具禮矣乎。

國子曰く、閨門の内禮を具るか。

國孔夫子の曰く、上を安んじ下を治るの法は先づ一家の内から其道を具へて、而して後に他に及ばすものであると、冒頭に斯く云ふて次に其具ふる所以を述べるのである。

嚴親嚴兄。

親を嚴にし兄を嚴にす。

闕門の内禮を具ふると云ふ事は、先づ父母を敬ひ兄を敬ふ事から發するのである、前に述べた通り親に事ふるに孝を以てし、之を君に移せば忠となる、兄に事ふるに弟の道を盡し、之を長に移せば順の道となるから親や兄に孝弟の道を嚴重に盡すのは内禮を具ふる基となるのである。

妻子臣妾。繇百姓徒役。

妻子臣妾は、百姓徒役の繇し。

闕親を嚴にし兄を嚴にして孝悌の道を盡し、次には妻子臣妾の道を行ひ、次には百姓徒役に對する德を及ぼす可きである、妻子臣妾の道とは何かと云へば、即ち慈愛である、此慈愛の道に移して百姓徒役に及ぼしたなれば仁惠となる、天下幾百萬の百姓徒役の者に仁惠の德を施せば、國家は自然安泰であるが、然し順序より云へば先づ一家の内親、兄に恭敬を盡し、妻子臣妾百姓徒役と云ふやうに慈愛仁惠を施すのが、即ち禮を具ると云ふものである。

のである。

○諫争章 第二十一

國孝なるものは絶體に父母に従ふ事を云ふたものでなく、時としては父母に對して諫め争ふ場合もあると云ふ事を本章に述べる。

曾子曰。若夫慈愛龔敬。安親揚名。參聞命矣。敢問。子從父之命。可謂孝乎。

曾子曰く、夫の慈愛龔敬、親を安じ名を揚るが若は參命を聞けり、敢て問ふ子、父の命に従ふ孝と謂ふ可けんか。

闕孔子が孝に就て幾々數萬言其眞を述べられたを敬聽して爰に於て曾子

今文には感應の章を本章の後に置て第十五章とす

今文に則り命を令に作る

が曰ふには、下の者に慈愛の道を行ひ、上の人に恭敬の禮を盡す事や、又は如何にして親を安んじ名を揚ぐるか等の事は孔夫子の教命で判然したが、敢て問ひたき事は父が如何なる非道の事を命じても従ふ可きものであるが、其邊の儀如何と曾子が問ふたのである。

子曰。參。是何言與。是何言與。言之不通邪。

子曰く、參是れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや、言の通せざるや。

今文に言の通せざるやの字なし

爾孔夫子の答へには曾子よ何たる事理の判らぬ問なるぞ、少し事理に通曉したもなれば斯る問のある答はない、即ち父が非道不義の命を下したなれば、時には之を諫め争ふても差支はない、孝は絶體に父の命に盲従すべきものではない。

昔者天子有争臣七人。雖亡道不失天下。

「争臣七人」とは三大臣と補弼の臣四人なり

昔は天子に争臣七人有れば、亡道なりと雖ども天下を失はず。

爾昔、天子百官の臣の内に諫争の臣七人があつた、少しでも天子に非義無道の行いがあると、七人の争臣は大に天子に諫言を呈して、其行を矯正するのであつた、故に天子が道に背き行の修まらない事があつても、天下を失はなかつたのである。

諸侯有争臣五人。雖亡道不失其國。

諸侯に争臣五人あれば、亡道なりと雖ども、其國を失はず。

「争臣五人」とは孤郷三郷大夫なり

爾一國の君主には争臣五人あつて、常に君の亡道の行を諫争したものである故に無道の君が出て一國を失ふ様な事はない。

「三人」は家相、家老、側室なり

「令名」は善稱なり

大夫有_二争_レ臣三人。雖_レ亡_レ道。不_レ失_二其家_一。
大夫に争_二臣三人あれば、亡_レ道なりと雖_レども其家を失はず。

大夫の家には主君の亡道を諫争する臣下が三人居るから、常に其過非を矯めて、道にない行をしても三人の爲めに、家を失ふ恐はないのである。

士有_二争_レ友。則_レ身不_レ離_二於_レ令名_一。

士に争_二友あれば、則_レち身令名を離れず。

天子には争臣七人あり、諸侯には争臣五人あり、大夫には争臣三人あつて各其行爲上に就て管督する臣下があるが、諸士には別に争臣なるものがない、若し善友があつて自分の行に非義の道を責める争友があれば、其人は世間より善稱を受けて、身に令名を失ふ様な事はない。

父有_二争_レ子。則_レ身不_レ陷_二於_レ不_レ誼_一。

父に争_二子あれば、則_レち身不_レ誼に陥らず。

父子として父に事ふるに孝順の道を以てするのは常然であるが、若し如何なる場合も只父の命する所に之れ従は、遂に父をして不義に陥らしむる事がある、故に父に事ふるにも父に無道の行があつた時は、子は大に諫め争ふて、身を不誼の罪域に陥らしむる讒を受けない様に心掛けねばならぬ。

故當_二不_レ誼。則_レ子不_レ可_レ以_二不_レ争_二於_レ父_一。臣不_レ可_レ以_二不_レ争_二於_レ君_一。

故に不誼に當れば、則ち子以て父に争はずんばある可からず、臣以て君に争はずんばある可からず。

國爭臣爭友爭子あつて君親の無道に陥るを防ぐものであるから、徒らに父の命のみに従ふて居ると、知らずして父を不謹無道に陥れ、親の名を汚し子としての孝を傷ける事になる、故に父が不謹の行を遂げ様とした場合には子として大に諫争せねばならぬ、夫れと同じく君として亡道の行ひがあるに當つては、臣として大に君の不義を責めねばならぬ、諫争は君親に對して臣子の盡すべき道である、

故當不謹則争之從父之命又安得爲孝乎。

國故に不謹に當ては、則ち之を争ふ、父の命に従ふも又安くんぞ孝と爲を得んや。

國故に父の不義の行に對しては子たるものが諫め正すべきもので、只徒らに父の命のみに従ふばかりが孝と云ふべきものでない。

今文に本章を第十七章とす

○事君章 第二十一

國本章では君に事ふる道を述べるので、首章の孝は君に事ふに申すと云ふ意を、特に爰に明かに陳述するのである。

子曰。君子之事上也。進思盡忠。退思補過。

孔子曰く、君子の上事に事るや、進で忠を盡すを思ひ、退て過を補ふを思ふ。

國孔子曰く、君子たる人が上君に事ふるには、己の力のあらん限り忠を盡さんとするのである、又君の前に進んで忠を盡すのみでなく、退いて家に在る時も心は常に君の身邊を離れず、君の一身上不慮の災禍はありはしないかと氣を配つて、其過失を補ひ助けるのである、之が即ち君子の上に事ふるの誠を盡すと云ふものである。

將順其美。匡救其惡。

「將」は行也助也

○其美に將順し其惡を匡救す。

○君が行ふ所の事が皆善美の道であつたれば、悦んで其美の益多く行はれんを希ふて、又其美徳を助け行はしむる様にするのである、若し之に反して君の行に惡徳惡行のあつた場合には、其過失を正し君の位置を安泰にする様にするのが即ち君子良臣の節と云ふべきものである

故上下能相親也。

○故に上下能く相親しむ。

○君子が下に居て能く君の過失を補ひ助け、君は良臣の進言を聞いて、天下に臨めば臣として忠となり君として明王となつて、上下互に相親しみ、天下萬民は悉く其徳に悦服するのであるから、實に幸福の至りと云はればならぬ。

詩云。心乎愛矣。遐不謂矣。忠心臧之。何日

忘之。

○詩に云く心に愛す遐ぞ謂はざらん。忠心之を藏す何の日か之を忘れん。

○詩の心は君子が心中信實に君を愛し君を安泰の位置に置かんとするれば、善事を以て君に告げ云はぬ事はない、又心中常に忠義の道を藏めて君に善事を奨め惡事を矯める精神が一貫して居つたなれば、一日半時も君を忘れる暇はないのである。

○喪親章 第二十二

○本は兩親の喪中の心を説いて、終を慎むの義理を明にしたのである。

子曰。孝子之喪親也。哭不依。禮亡容。

○子曰く、孝子の親に喪する哭依らず禮容亡し

詩は詩經小雅桑の篇

今文に忠を中に作る何也

今文にては本章を第十八章と終章即ち第十八章

爾孔夫子曰く、孝子が父母の喪に遇ふて謹慎する時の容子は、外見からは如何にも其慟哭の有様が定めなくしてなんとなく悲しく見へ、禮法に於ても喪は實樂を旨として別に禮に形がないと云つてある。

言不文。服美不安。聞樂不樂。食旨不甘。此哀戚之情也。

言文ならず服美なるは安からず、樂を聞て樂ま
ず旨きを食して甘からず、此哀戚の情なり。

爾孝子が父母の喪中に在る時の哀情と云ふものは實に殊勝なものである、禮に「斬衰の首は唯して對へず」とある通り、言語を發するの文飾がない、美服を變ふても安からずで美麗の衣服を着る心がない、音樂を聞いても心に樂しいと云ふ感じがない、口に美味を味ふても甘くない、之れ喪中にある孝子の情である。

三日而食。教民亡以死傷生也。

三日にして而して食す、民に死を以て生を傷ること亡を教ゆ。

爾父母に死別すると哀戚の餘り往々食を廢して生を傷ふものがあつた、故に聖王は之に對し子として然るべき事であるが、然し生を傷ふてまで哀悼の極を盡すは反て孝の道でないから、三日目に食に就く事を制定されたのである、三日にして食に就けば生を傷ふて死する事を免れ道に適ふものである。

毀不滅性。此聖人之正也。

毀て性を滅さず、此聖人の正しきなり。
爾哀戚の餘途に衰瘠に至るものであるけれども、死を致してまで孝を盡すは正しき道と云はれないから、聖人正禮を制定して喪中の心を定められた

「毀」は傷なり、今文に正を政となす

のである。

喪不_レ過_二三年_一示_レ民有_レ終也。

剛喪三年を過ぎず民に終り有を示すなり。

剛子は父母の慟を三年にして離ると云ふ事であるから、聖人は喪期を三年としたのである、子の情として永く喪中の心を盡したいのであるが、夫れでは喪に際限がなくなるから、民に喪の終あるを示された、要するに喪期を決められたのは民の産業に害のない様にとの考からである。

爲_二之棺槨衣衾_一以_レ舉_レ之。

剛之が棺槨衣衾を爲て以て之を舉ぐ

剛父母が死んだ時は其屍を入る二重の箱を作り、尙衣を着せ衾を覆ふて、屍を丁重に棺槨の内へ納めるのである。

「棺」は椁の中、
「槨」は椁の中、
「衣衾」は被衣なり

「簠簋」は祭器なり、黍稷を盛るもの

陳_二其簠簋_一而哀戚_レ之。

剛其簠簋を陳て而して之を哀戚す。

剛きびひえを清く洗ふて祭器に盛り、饗前に供へて父母に哀戚の禮を爲すのである。

哭泣擗踊哀_レ以_レ送_レ之卜_二宅兆_一而安措_レ之。

剛哭泣擗踊哀んで以て之を送る、其宅兆を卜して之を安措す。

剛男子は踊り哭泣し女子は擗し哭泣して父母の屍を墓所に送るのである、又墓所に當つる地所を選ぶに、清淨にして別に障害のない所に安置すべきものである。

爲_二之宗廟_一以_レ鬼亨_レ之春秋祭祀_一以_レ時思_レ之。

「擗」は手を以て胸を撃つこと
「踊」は跳り上ること
「宅」は冢穴、「兆」は墓域なり

祭我に春
雨露既に
濡へば君
子之を履
んで懐傷
の心あり

國こくに之これが宗廟そうびやうを爲なて以もつて鬼おに之これを享うく春秋祭祀しゆんじゆうさいしして以もつて時ときに之これを思おもふ。

國三年の喪が過ぎぬから宗廟を作て靈を茲に祭るのである、又春秋製冬の二期に父母を祭祀して、四季の時節に感じ違く追想して忘れてはならぬ。

生事ニハトシ愛敬チ死事ニハトス哀戚ス生民之本盡キ矣。死生之誼備矣。孝子之事終矣。

生せい生せいには愛敬あいけいを事こととし死しには哀戚あいせきを事こととす生民せいみんの本盡もとつき死生しせいの誼備よきははり孝子こうしの事終ことをはる。

國父母生存の時には愛敬の道を盡し、死別の時ば喪親の章に述べた如く哀戚の戚を致したなれば、此の世に生れ來た所以の本職が盡きたと云ふ者である茲に於て生に事ふる禮死に致す誼は完全に備つたと云ふものである、孝行の道は右の如くにして萬事終る、孔夫子が特に子として親に事ふる孝

道に就て、生の愛敬の道と死の哀戚の情とを述べて、孝子の事終るといばれたのは、世には往々唯父母の生存の時にのみ献身的の孝を盡せば、夫れで孝子の道全きを得たりと思ふて、死は命なり別に哀戚の情を盡しても仕方がないといふ様な人があるから、生には献身的の愛敬を以て父母に事へ、死は子としての哀戚の情を捧げて父母の最後の他界を傷めよと説かれたのである。

訓註
詳解
ホケツト孝經終



明治四十三年六月一日印刷
 明治四十三年六月五日發行

ホクツト孝經
 定價金卅五錢

訓解者 服部 北 溟

發行所 東京市神田區錦町一丁目九番地
 印刷者 宮下 松太郎

印刷所 東京市京橋區弓町廿四番地
 三協印刷株式會社

發行所 東京市神田區錦町一丁目九番地
 誠文館出版部

不許
 複製

發賣元 東京市神田區錦町一丁目 電話本局三七一七
 發賣元 東京市日本橋區本町五三三 電話本局五三三一
 二松堂書店
 六合館書店

中央大學法學士
正八位勳六等

植田彌吉先生編

新刊
新舊
對照
改正諸稅法註釋

四六判頗美本
定價金卅五錢
郵稅金四錢

附 改正關稅法

本書は四十三年の議會にて改正せられたるものを新舊對照し且つ親切なる註釋を附し何人にも一讀了解せしむる良書なり。

植田彌吉先生編

新刊
改正關稅定率法

四六判頗美本
定價金拾五錢
郵稅金貳錢

改正關稅法を何人にも一讀了解せしむる様編纂せられたる良書なり



花

奥野品子女史
江南文三合著

定價金十六錢 定價金十六錢

奥野榮書

だんく〜と花の時節となりました、單に美しい花だと見た
のでは興が少ない、丁度電車の中で美人を見る様だ、何處
の誰だと知つたらどうだらう、花も其通り花に心易くなら
ないと面白味が薄い、本書は内外の美花二百種餘りを集め
て一々、花の表はす意味、悪口、洒落、神話、傳説、俚諺
等を面白く織込んだ近來稀に見る珍書である。

誠文館出版部發行

醫學士
大森千藏先生著

普通生理衛生學

密書百五十餘冊
菊判上製美本全一冊
定價金二圓 郵稅十錢

田寺寬二先生著

動物の運動と心理と進化論

菊判上製美本全一冊
定價金一圓 廿錢
郵稅八錢

日本女子大學教授
白井規矩郎先生編

新選五十進行曲集

四六二倍判美本全一冊
定價金六圓 十錢
郵稅四錢

獸醫學士
四川勝造先生校閱
武藤信平先生著

實用牧草圖說

着色實寫圖數十葉
定價金九圓 十五錢
郵稅八錢

澤田順次郎先生著

生物學と思想界

密書數十冊入美本
定價金四圓 十五錢
郵稅五錢

海城中學校講師
伊藤新重郎先生著

算術模範的解法

附 試驗答案の模範的書方

定價金二圓 十五錢
郵稅四錢

初等數學研究會編

算術問題解答

定價金三圓 十五錢
郵稅四錢

岡野榮太郎先生編

實用普通新算術

定價金三圓 十五錢
郵稅八錢

高村休松先生編

最近幾何學要義

定價金五圓 十五錢
郵稅六錢

香川松石先生著

眞行草千字文

定價金四圓 十五錢
郵稅五錢

東京婦人學會編
花嫁の準備と實務
郵定價金 四拾五錢

水島華月先生著
結婚の前後
郵定價金 二十四錢

正則英語學講師
帷子一也著
英和ポケット會話
郵定價金 三十八錢

法學士
辻安吉先生著
地所、家屋
金錢貸借
實用法律顧問
郵定價金 六十五錢

高橋藤三郎合著
小山保之助
巡查看守受験準備書
郵定價金 四拾六錢

小四海南先生著
日本の高山植物
郵定價金 四拾錢

パイロン原作
木村鷹太郎氏譯
宇宙人生の神秘劇
天魔の怨
郵定價金 七拾六錢

パイロン原作
木村鷹太郎氏譯
悲劇の美
パリスの英和對譯
郵定價金 二十四錢

パイロン原作
木村鷹太郎氏譯
汗血千里マゼツバ
郵定價金 四拾錢

法學士
高藤藤三郎先生著
改正刑法及施行法
監獄法註釋
刑罰令。監獄法施行法
郵定價金 七十五錢

堀越 浪雄先生編 記事中 等作文五千題 定價金 三十錢

岡野英太郎先生編 往復 貴女用文五千題 定價金 三十錢

横井博士校閱 俗通 馬體鑑定法 定價金 二十五錢

小山保之助先生編 警察犯處罰令註解 定價金 二十八錢

文部省御許可 片假名信號法獨習 定價金 二十五錢

漢字の研究

全一册
洋裝菊判總クローリス製
紙數五百八十餘頁
定價金壹圓五十錢
小包料 内地金拾二錢
臺灣清韓金卅五錢

林泰輔先生閱 栃木縣師範學校々長 安達常正先生編
本書は編者十年の研鑽に係り十二篇八十二章より成り漢字使用の現
狀、漢字の起源並に字音、漢字の運筆字畫其他熟字の讀方並に異同
等之を説いて詳かなり、近時漢字の使用蕪漫に流れ世上心ある人の
痛歎する所なり此時に於て本書の出づるは眞に時弊を救ふの適劑た
るを信ず編者は力めて行文の平易を旨とし間々加ふるに諧謔を以て
せり故に趣味津々として輒く巻を措く能はず不知不識の間に全編を
讀過して漢字研究を遂げ尙ほ再續三讀の志念已まざるべきは弊館の
信じて疑はざる所なり

發行所 東京市本町九番地 振替口座 一七三二 六合館

伊澤修二先生・文學博士・上田萬年先生・文學博士・市村讀太郎先生

文學士 後藤朝太郎先生著

漢字音の系統

著者は文科大學に言語學を攻め後専ら心を漢字音の研究に用ひ之に關する意見の既に公にせられたるもの尠からず今や字音に關する方面より漢字を研究して漢字全體を貫く音韻系統の大綱あるを示し斯學研究上の新立脚地を設けらる近來漢字は字音字畫の複雑なりとて之れを排斥せんとするものなきにあらざる者は是れ深く漢字の趣味を解せず其利便を悟らざる者の言にして今や却て一層之に關する世の注意を促し小學中學に於ても亦頗る重要視せらるゝに至れり職に小學中學其他の學校に従事せらるゝの士及學生諸氏は勿論一般人士にして一度本書を讀みれば日常須臾も缺くべからざる漢字の使用上其利便を感ずること頗る多大なるべし本書内容の如何に豊富にして著者苦心の極に成れるかは伊澤修二氏及上田市村讀文學博士の序文之を證して餘りあるべし

洋裝菊判
美製全一册

定價 八拾錢

送料

市内 四錢
市外 八錢
臺灣 卅錢

振替口座東京
二七三一

六合館

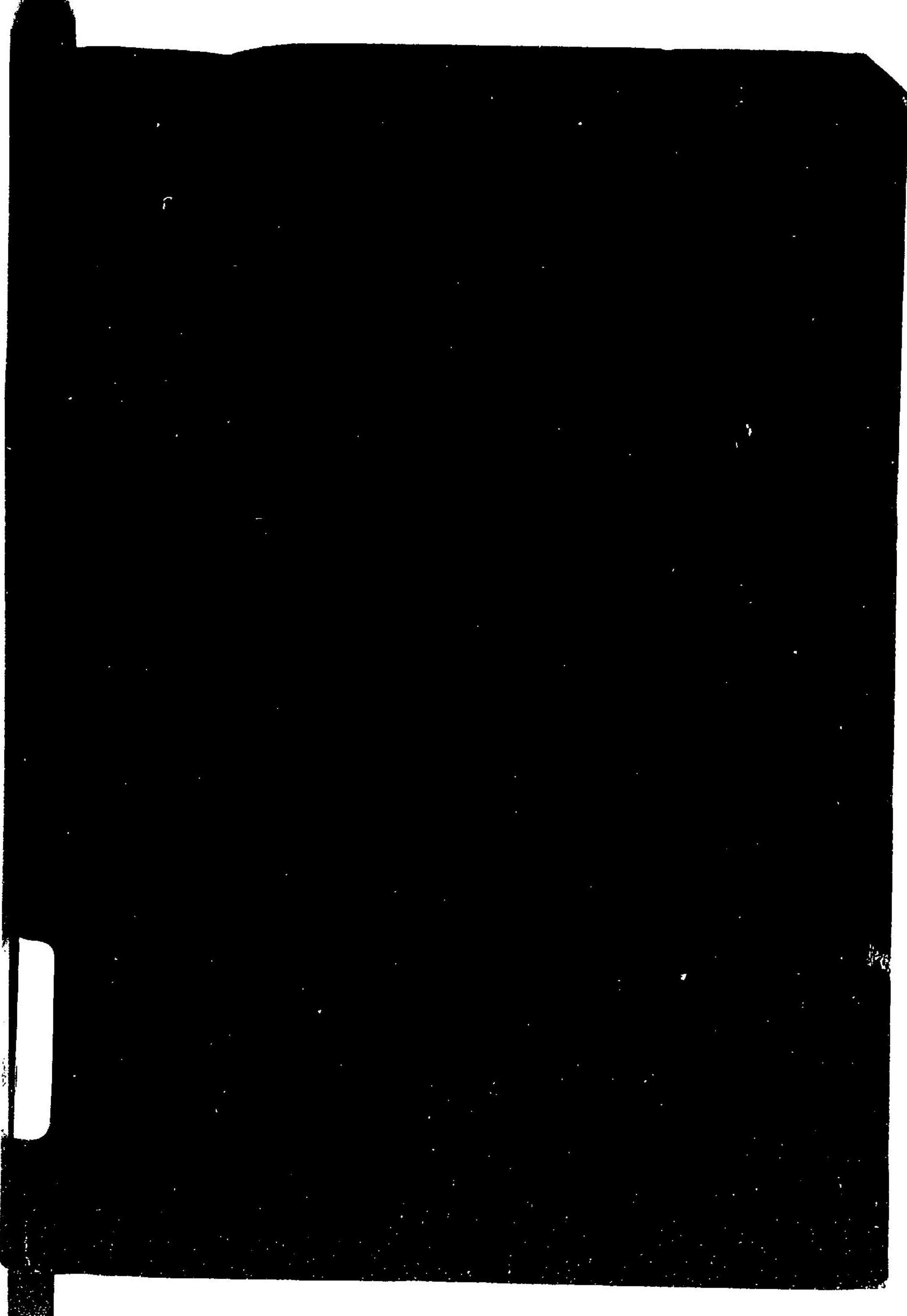
東京區
本寄
橋本町

發兌元

261

343

341



008831-000-8

特63-779

ポケット孝経(訓註詳解)

服部 北溟/著

M43

AAC-1818



